

『平成26年度予算・施策に関する要望書』に対する 神奈川県からの回答書

重点要望

(要望)

1 公契約条例の整備について

これまで会派として様々な場を通じて要望してきた公契約条例の整備については、本年「公契約に関する協議会」の第一回目の会合が開催され大変に評価するところである。

近年の景気低迷による執行案件の減少等により、業者間の受注競争が激化し、そのしわ寄せが下請け業者や労働者におよび、労働条件の悪化を招いている状況が発生している。労働条件の悪化は、労働意欲の低下を招くだけでなく、新規入職者の減少や高い離職率、研修費などにもおよび、業務の質の低下にもつながることから、改善が喫緊の課題である。

また、労働者の賃金の問題は、市などが制定する条例では対象の範囲が市内のみと限定的であるため、市民が市外の公共工事等に従事しても対象にならないなど問題があり、県条例が制定されることで、県内事業者の育成と、より多くの労働者の賃金が保障されることになり、労働意欲の向上や下請負契約の重層構造の改善につながる。引き続き労働者等の労働環境の整備、適正な入札事務及び事業の質の向上を図るため、公契約に関する条例整備を速やかに行うこと。その際、社会保険労務士等の専門家を活用し「労働条件審査」を導入し、適正な労働環境を確保すること。

(回答)

県では、公契約条例について、平成24年度に「公契約条例研究会」を設置し、条例制定に当たっての課題について研究を進めてきました。

平成25年度は、公契約に関する課題について「公契約に関する協議会」を設置し、学識経験者、事業者団体及び労働者団体の意見等を踏まえて、公契約条例等、公契約に関する課題の検討を行っております。

平成26年度は、公契約に関する協議会からの報告書の内容を受け止めて、県としての対応を図ってまいりたいと考えております。

(要望)

2 京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区について

京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区が国から指定を受け、区域の拡大や中核施設の設置など施策が進んでいる。現在も段階的に特区計画の追加申請を続けており、税制支援、財政支援、金融支援などについては順次国からの認定を受けている。しかしながら、特区での諸活動を支えるべき規制緩和がなかなか見通せず、進展していないことが課題である。

今後グローバル企業の誘致をはじめ、裾野の広い先端技術を持つ製造業の人材、情報、技術の集積を目指し、広域的な連携の強化を図り支援することはもとより、「予防・個

別化医療、再生医療の実現」という大きな目標に向けて取組みを進めるに当たり、特区制度を活用した研究等の成果を産業化へとつなげ、県内経済の活性化に繋がるよう取組みを進めること。

また、各種規制緩和は必要不可欠であることから、具体的な研究を加速させることで成果を示しつつ、一層国への働きかけを強めていく事と併せて、関係省予算における対応が困難な場合には、総合特区推進調整費を指定地域に直接交付する制度を創設するように国に求めること。

(回答)

京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区については、平成23年12月に国の指定を受け、特区の目標実現に向けて取り組んでいます。また、平成25年10月には、企業や研究機関の集積や事業の熟度が高まった区域について、国から新たな特区の区域として指定を受け、17の区域で取組を進めています。

今後も、事業者間の連携を強化するなどして、研究等の成果を事業化へとつなげ、県経済の活性化が図れるよう、横浜市、川崎市と連携して取り組んでまいります。

また、規制緩和の実現に向けては、引き続き、国との調整を図るとともに、総合特区推進調整費の効果的な活用について国に提案してまいります。

(要望)

3 警察相談総合管理システムの早期導入について

近年、広域に渡る深刻な凶悪事件が全国的に多発しており、警察本部としても受理する様々な相談に対し、部署間の垣根を越えた情報の一元化を行うとしているところであるが、更なる充実強化を図るためには、最新情報を関係する警察署や本部所属でリアルタイムに共有することが非常に重要である。

そうした中、受理した警察相談をオンラインにより警察本部で一元的に集約管理し、危険性・緊急性・過去の相談との関連性などを判断することで、被害の拡大防止、被疑者の検挙、被害者支援などを効率的に行うことができる警察相談総合管理システムは、迅速的確な対応を図るためには非常に有用なもので、困り苦しむ人の不安を解消するためにも早期の導入を実現すること。

(回答)

御要望の点については、平成26年度中の構築に向け、所要の措置を講ずることとしました。

(要望)

4 セーフティネットの充実について

少子高齢化問題はわが国が抱える最重要課題であるとともに、その方向性如何により、子どもを産み育てやすい社会を構築できるかどうか、わが国の国力・経済に大きな影響をおよぼすと言っても過言ではない。

保護者の経済格差が教育格差に影響を与えていることが指摘されている今日、貧困の連鎖を断ち切るため、低所得家庭への支援は強化しなければならない。

訪問相談の実施についても市町村との連携を強化し、社会施策としてセーフティネッ

トの確立と実行を推進すること。

(回答)

少子高齢化に対応して、子どもを安心して生み育てることのできる地域社会を構築することは、人口の増加が続く本県においても重要な課題であり、県では、子どもが健やかに育成されるためには、経済的な困難を抱えた低所得家庭への支援が必要だと考えております。

平成25年6月には、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の連鎖を断ち切ることを目的として、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立しましたが、今後、国の動向を注視しながら、県としても各種の施策・事業等について市町村はじめ関係機関との必要な連携を強化しながら、総合的な施策を推進してまいります。

(要望)

5 児童虐待防止・DV対策について

本県の平成24年度のDVの相談件数、児童虐待相談件数は、いずれも過去最多となり、今後も増加する傾向にある。命に関わる重篤な事案も多発している昨今、痛ましい事件を未然に防ぐためには当該機関の相談・保護・支援体制の一層の拡充やきめ細かさが求められる。ケースワーカー等の職員については、OBの活用なども含め工夫して拡充を図ること。

児童虐待・DV予防の観点からも啓発を強化し、被害児・者の早期発見が進むよう、学校・地域や関係機関の連携強化を図ること。

児童虐待・DVの背景となっている子育ての悩みや経済的な問題等を、身近で気軽に相談できる仕組みづくりを推進するとともに、被害児・者の立ち直りや自立に向けた支援策や人材育成に努めること。

(回答)

県の児童相談所では、平成19年度以降、児童福祉司など専門職員を45名増員するとともに、全ての児童相談所に親子支援チームを設置し、保健師を配置する等、相談支援体制の充実を図ってまいりました。今後とも、必要な体制を確保し、研修を充実するなど職員の資質の向上に努めてまいります。

児童虐待の発生防止、早期発見、早期対応には、市町村及び関係機関との連携が不可欠なため、児童相談所は各地域の要保護児童対策地域協議会の活性化を図ることで、地域に根ざした相談・支援体制の強化に取り組んでまいります。

DV対策については、市町村や警察、民間団体との協力、連携により、相談から、一時保護、自立支援まで、被害者の立場に立った切れ目のない支援を、引き続き行ってまいります。

また、DV予防の観点から、若年者向けのいわゆるデートDV防止啓発事業を実施するほか、暴力被害の早期発見に向け、医療機関等との連携を強化するとともに、被害者への適切な支援の実施のため、支援者の育成と資質向上に努めてまいります。

児童虐待やDVの背景には、子どもの養育上の問題だけでなく、複雑・多様化した問題が潜在化しております。一つの相談窓口で対応することが困難な状況もあり、要保護児童

地域対策協議会の枠組み等を活用し、各相談窓口の特性を活かした切れ目のない支援を行ってまいります。

(要望)

6 放射能による風評被害について

お茶をはじめとして、農畜産物の放射能による損害や風評被害が後を絶たない。基準値を大幅に下回っている農畜産物に対しても、学校給食等での使用が見合わされるなど、重大な影響を及ぼしている。検査の結果、基準値を下回る農畜産物等の安全性については、これまで以上に消費者に十分な説明をし、産地による差別が起きないようにすること。

また、国や東京電力に対し、農畜産家に対する賠償・補償を十分かつ早期に実施されるよう、働きかけること。

(回答)

県内産農畜産物の放射性物質検査については、市町村と農業団体の要望を踏まえて策定した「平成25年度県内農産物の放射性物質検査の実施について」等に基づき、国の協力を得て計画的に実施しており、検査の結果は県のホームページ等で速やかに公表し、周知を図っております。

また、「JAグループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策神奈川県協議会」(事務局・神奈川県農業協同組合中央会)と連携して、請求や交渉が円滑に進むよう取り組むとともに、国や東京電力へ損害賠償の実行について働きかけてまいります。

(要望)

7 大気汚染対策の拡充について

大気中に浮遊している $2.5\mu\text{m}$ 以下の非常に小さな粒子、通称PM2.5が、呼吸器の疾患、循環器の疾患、肺がんなど、健康上問題を引き起こす恐れがあるとして、県はその測定や情報公開などに取組んでいる。PM2.5の測定値を公表している県のホームページのアクセス数が多いことから県民の関心の高さがうかがえることから、更なる対応の拡充を図ること。

(回答)

PM2.5は、平成25年1月以降、大きな社会問題となったことから、県は、同年2月から全国に先駆けて測定値の公表を開始いたしました。また、3月からは国が定めた「注意喚起のための暫定指針」に基づき、朝8時の高濃度予報を開始し、更に、12月からは午後1時の予報を開始するなど県民の皆さんへの情報提供を充実してまいりました。

また、監視体制については、県所管域で予定していた常時監視測定機の整備を11月には終わるとともに、旧式ディーゼル自動車の県内走行の監視を強化しております。

今後とも、県内関係市と連携し、監視体制の維持、高濃度予報などの情報発信を行い、県民の皆様の不安を解消できるよう取り組んでまいります。

(要望)

8 地域医療の充実強化について

平成25年8月に策定された「神奈川県地域医療再生計画」においては、特に在宅医療の推進が盛り込まれ、県民が在宅で安心して療養するための仕組みづくりが急務となっている。地域の医師、看護職員、ケアマネージャーなど医療、介護に従事する多様な人材が専門知識を生かし、チームとして連携しながら患者と家族を支えていくために、人材育成に取り組むとともに、訪問看護ステーションや地域包括支援センターなどを活用した連携拠点の整備を進めること。

また、専門病院とかかりつけ医の連携を図り、継続的な治療体制を推進すること。脳卒中地域連携クリティカルパスにおける口腔ケア等の歯科医療との連携を図り、更なる普及の拡大に努めること。

保健医療計画に基づく重点事業である5疾病5事業に対し、医療連携および疾病予防の対策の実効性が図れるよう予算付けを行い、特に糖尿病における効果的な施策の充実を図ること。

さらに、健康増進法に基づき市町村が実施する健康増進事業について、市町村健康事業費補助金の補助所要額分の予算を確保し、健康増進の推進を図ること。

(回答)

在宅医療を推進するため、「神奈川県地域医療再生計画」に「在宅医療人材育成事業」及び「在宅医療連携拠点づくり事業」を位置付け、市町村が地域の医師会と連携して行う、在宅チーム医療を担う多職種の協働研修や、在宅医療の連携拠点づくりに向けた取組を支援しております。

また、認知症の在宅医療の推進のために、同計画に医療介護連携推進等事業を位置付け、かかりつけ医、専門医療機関、介護サービス事業所等が相互に情報を共有するためのツールとして作成した「よりそいノート」の活用状況の調査を進めております。

なお、脳卒中の地域連携クリティカルパスについては、平成22年度に神奈川県モデルを作成したところですが、嚥下障害については記載する欄を設けております。口腔ケアの記載については、今後検討してまいります。

最後に、市町村健康事業費補助金については、市町村が健康増進法に基づき実施する健康診査、健康手帳の交付、健康教育、健康相談等の事業に要する費用に対し、国庫補助金を活用し助成するものであり、住民の健康増進に資する重要なものと考えており、平成26年度予算は必要な額を確保しました。

(要望)

9 観光振興施策の推進について

入込観光客数の増加と観光消費を促すため、国内外に向けて積極的なPRを推進すること。「観光立県かながわ」の知名度の拡大策として、全国の自治体や観光事業者等とも広く連携し、アンテナショップの設置や情報の発信を図ること。

また、観光客が求める利便性を向上させるため、公衆無線LANの設置を拡充するなど先進的な取組みを進めるとともに、近年、急速に観光客数が伸びているアジア諸国へアプローチするために、多言語による情報提供を整備し推進すること。

さらに、海外駐在員事務所の在り方について今後の基本的な方向性が示された際には、当該地を含め、近隣諸国の入込観光客の獲得に向けて積極的に取り組むこと。

(回答)

「観光立県かながわ」の知名度拡大については、県のアンテナショップ「かながわ屋」において、県内自治体をはじめ、交流のある他県の自治体や県内の物産事業者などと連携し、引き続き取扱品目の充実やPRの強化に努めるとともに、今後も、市町村、観光事業者等との連携による、観光キャンペーンや観光展への出展などを通じて、県内外からの観光客の更なる誘致に向けたPRに取り組んでまいります。

また、公衆無線LAN整備を促進するとともに、アジア諸国をはじめとする外国人観光客の誘致に向けて、山梨県・静岡県及び県内の市町・観光事業者等との連携による海外での観光展や商談会でのプロモーション活動・海外の旅行会社やメディアの招聘、多言語のホームページによる情報発信により、神奈川の魅力を積極的にPRしてまいります。

県の海外駐在員事務所の在り方については、アジア地域では、中小企業の直接進出に対する支援を強化するため、大連・神奈川経済貿易事務所への県職員の派遣と、東南アジア地域における(株)横浜銀行の海外ビジネス網との連携強化という方向で調整を進めてまいります。また、欧州・北米地域については、欧州事務所は平成25年度末での廃止、北米事務所については、当面存続という方向で調整をすすめております。

海外駐在員は、外国企業誘致や県内企業の海外展開支援業務のほか、これまでも、担当地域において観光展に出展し県の観光PRを行っておりますが、今後も引き続き、海外からの入込観光客の獲得に向けた積極的な取組を行ってまいります。

(要望)

10 新たなエネルギー政策の推進について

現在、我が国のエネルギー施策は大きな転換期を迎えている。こうした中、県では本年7月「神奈川県再生可能エネルギーの導入促進に関する条例」を上程し、全会一致で可決・成立したところである。地域において効率的なエネルギーを受給するため「かながわスマートエネルギー構想」を提唱し、公共施設における「屋根貸し方式」を実施しているが、今後は公共施設に限らず民間の施設や工場等への「屋根貸し」も積極的に進め、施工に対する助成措置などの工夫も必要になってくる。

また、今後も引き続き新たな発電システムの開発を推し進める施策を充実させ、再生可能エネルギーの発電量増加に邁進すること。

(回答)

県では、「屋根貸し」事業を民間施設に普及させるため、平成24年9月より、「屋根貸しマッチング事業」に取り組んでおります。平成25年度は、発電事業者及び「屋根貸し」希望施設所有者等が一堂に会するセミナーなどを開催し、マッチングの機会を提供しております。

なお、固定価格買取制度において、全量買取が適用される事業用(10kw以上)の太陽光発電は、一定の利潤が確保できるように買取価格や買取期間が設定されていることから、民間の施設や工場等への「屋根貸し」に対する助成措置は考えておりません。

また、「神奈川県再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例」に基づいた計画を策定中ですので、今後も施策を充実させ、積極的に推進してまいります。

(要望)

11 いじめ・不登校・体罰等の緊急課題の解決について

本県の公立学校におけるいじめは後を絶たず、不登校児童生徒数及び暴力行為の発生件数も依然として高い水準にある。いじめは重大な人権侵害であり、解決を図るための早急な対策が必要である。体罰については今年度ガイドラインを作成、研修の強化が図られた。これまで講じられてきた課題の検証を進め、いじめ、体罰や暴力の根絶を図り、児童・生徒が安心して学べる環境整備を早急に図ること。心のケアや教育相談の更なる充実・強化を図るために「心の相談室」などの設置や細やかな対応が出来るスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スーパーバイザーを増員・活用し、緊急課題解決に向けた取組みを推進すること。

また、未然防止・早期発見・解決・再発防止を行えるような指導体制の整備を行うこと。更には児童相談所はじめ、警察、地域などの外部機関との連携をしっかりと強化すること。

(回答)

教育相談体制の充実について、県教育委員会では、各学校で教育相談の中核となる教員を教育相談コーディネーターとして養成・配置するとともに、政令市を除く全中学校へのスクールカウンセラーの配置や「いじめ110番」24時間電話相談窓口の設置など、児童・生徒がいつでも相談できる体制づくりを進めています。今後も引き続き、児童・生徒及び保護者に対して、これらの相談窓口を周知徹底するなど、事業の継続・充実に努めてまいります。

次に、いじめ問題への対応について、平成25年3月に県及び市町村教育委員会で作成したいじめ対策サポート会議資料等を活用し、研修の実施を行うとともに、毎年度全公立学校に対して実施している「いじめ問題に係る点検調査」の結果に基づき、学校に対し未然防止策の充実等を促しています。

また、毎年度7月と12月には、短期調査を実施しています。

把握したいじめ事案に対し、必要に応じて学校緊急支援チームやスーパーバイザーを派遣するなど、即時的な支援に努め、早期の改善を図っております。これらの取組は今後も継続・充実に努めます。

さらに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用については、県として事業の継続・充実に努めるとともに、これまでも国に対して国庫負担による配置を要望しているところですが、平成26年度に向けても継続して要望してまいります。

(要望)

12 2020年オリンピック・パラリンピック東京開催について

神奈川県としても積極的に招致活動に協力してきた2020年のオリンピック・パラリンピックの開催都市が東京に決定した。大会関係施設への投資やインフラ整備などによる経済効果は3兆円とも言われている。7年後にかぎらず、日本への関心の高まりによる外国人観光客の増加も期待されているところである。

神奈川として、ハード面・ソフト面での積極的なオリンピック・パラリンピック大会への支援を行うこと。特に交通インフラ整備、施設建設、雇用の拡大、観光強化など神

奈川県としても県経済のエンジンを回す好機として大いにいかしていくこと。

スポーツ振興の点からも、県民がトップレベルの演技・競技に触れられるまたとない機会であり、前回の東京オリンピックの競技会場となった神奈川県の実験をいかし、競技会場や練習会場、事前の強化練習地として参加国の誘致を積極的に行うこと。

県民の健康づくりの面からも、各競技紹介、技術講習などに取組み、県スポーツのすそ野の拡大や運動の機会の拡大につなげることとあわせ、競技人口の拡大や選手の強化に積極的に取組むこと。特に障がい者スポーツの機会の拡大や県民への周知など行うこと。

(回答)

県では、2020年東京オリンピック・パラリンピックの成功に向け、支援を行うとともに、2020年を目標にして、世界に誇れる神奈川の姿を策定し、これを世界に発信するため、「五輪のための神奈川ビジョン2020推進本部」を設置しました。

現在、「2020年に実現する神奈川の姿」を中心として、「開催サポート」「観光戦略・魅力発信」「スポーツ振興・健康づくり」「神奈川の人づくり」を柱としたビジョンの策定に取り組んでおり、今後、取りまとめたビジョンに沿った取組を展開していくこととしています。

2020年東京大会を、観光振興や雇用の拡大など県経済のエンジンを回すチャンスと捉えるとともに、スポーツのすそ野の拡大や誰もが参加できる運動の機会の充実など、スポーツの振興に活かしてまいります。

総務政策

(要望)

1 総合計画の取組みについて

神奈川県総合計画である「かながわグランドデザイン」基本構想で掲げられている基本理念である「いのち輝くマグネット神奈川」を実現するために、実施計画の各プロジェクト並びに主要施策を誠実且つ着実に推進すること。その際、県民のための総合計画ということを考えれば、県民に知事の理念や計画をより一層知ってもらう事が重要である。

また、各プロジェクトで掲げられている数値目標については、厳格な進行管理が必要である。大きな行政目標を見据えながら取組みを進めていくこと。

(回答)

「かながわグランドデザイン」については、平成26年度は、実施計画の最終年度を迎えることから、民間活力を最大限活用するなど、実施手法も工夫しながら推進し、着実に成果を出してまいります。

「かながわグランドデザイン」の進行管理に当たっては、数値目標の達成状況に加えて、プロジェクトに掲げた事業などの取組状況、県民ニーズの動向、社会環境の変化を示す統計データを活用して多角的に分析し、総合的な評価を行うことにより、社会環境を的確に把握し、柔軟かつ迅速に対応を図ってまいります。

その際、各プロジェクトの内容や評価結果をコンパクトにまとめたパンフレットを作成

し、コンビニエンスストア等に配布するなど、より多くの方々に県の取組を知っていただけるよう、努めてまいります。

(要望)

2 緊急財政対策の取組みについて

緊急財政対策は、人件費の削減などにより、今年度当初予算までに626億円の財源を確保した。今後は廃止ありきの議論をするのではなく、県の役割を念頭におきながら県内市町村や県民の信頼を失うことがないように、現場の実情に応じた丁寧な検証を進めていくこと。

更に市町村や団体、個人への補助金は「一時凍結し、全て見直すことが必要」とのことだが、市町村補助金には、小児医療費助成事業など、単に市町村財政支援を目的とするものではなく、県・市町村双方の負担により県民や事業者への助成を行い、一定の行政目的を達成するものが数多く含まれている。従って、県の市町村補助金の廃止により、市町村の財政力によるサービスの格差が生じないように配慮し、市町村に財政負担を転嫁することがないように努めること。

また、各種団体、個人への補助金については、これまでの経緯を踏まえて関係当事者の意見聴取をしながら丁寧に進め、迅速な情報公開を進めていくこと。

(回答)

県では、平成24年10月に緊急財政対策を発表して以降、県単独補助金や県有施設の見直しについて、関係団体の方々や市町村に対し、丁寧に説明し、協議しながら調整を進めており、その中で調整が整ったものについては予算に反映し、整わなかったものについては、引き続き調整を進めていく形で対応してまいりました。

緊急財政対策は今年度で区切りを迎えますが、平成27年度以降においても引き続き取り組む課題もあります。今後も見直しを行うものについては、これまでと同様に丁寧な調整を行ってまいります。

また、緊急財政対策の取組結果については、平成26年度当初予算と併せ、県民の皆様に対しホームページ等で適切に情報提供しております。

県単独補助事業については、県市町村の適切な役割分担や社会経済状況の変化への対応といった観点から、不断の見直しが必要です。その結果、補助制度の廃止や制度変更により市町村の財政負担が必要となる場合もありますが、その際、あらかじめ県と市町村の関係部局間で説明・意見交換を行い、相互理解の下で円滑な財政運営が図られるよう努めてまいります。

(要望)

3 地方税財政制度改革と財政健全化について

地域主権の進展に伴い、地方自治体は自らの判断と責任において行財政運営を行うことが求められているが、現状では地方の仕事量に見合う財源が確保されていない。そこで、地方消費税の税率の引き上げ、所得税から住民税への一層の税源移譲などにより、地方自治体が安定した財源を確保できるよう、国に働きかけること。

地方財源不足の解消は、地方自治体への税財源移譲と地方交付税の法定率の引き上げにより対応すべきである。従って、臨時財政対策債は速やかに廃止するとともに、地方

交付税による復元を国に対し働きかけること。県はこれまで国に対して制度・予算に関する提案や、知事会などを通じて要望を込めていることは承知しているが、今後より一層の働きかけを行っていくこと。以上を踏まえつつ、本県の財政健全化、即ち県債残高をいかに減少に転じさせることができるかが大きな課題であるが、県債管理目標に向かう工程を早期に示し、財政健全化への取組みを強化すること。

(回答)

地方が担う事務・事業を自主的・自立的に執行できるように、偏在が少なく、税収の安定性を備えた地方財源の充実強化を図るとともに、臨時財政対策債については、速やかに廃止し、地方交付税の法定率を引き上げ、地方交付税に復元するよう、引き続き国に働きかけてまいります。

また、県債管理目標の達成のためには、臨時財政対策債を含む県債全体の発行額を抑制していくことが不可欠です。

このため、平成25年度は、臨時財政対策債については46億円、通常の県債については161億円抑制しております。また、平成26年度は借替債を100億円減額し、2か年で300億円以上の県債を発行抑制することとしました。

今後とも、臨時財政対策債を含めた県債全体の発行抑制を行い、県債管理目標の達成を目指してまいります。

(要望)

4 県有施設のファシリティマネジメントの推進について

県財政の危機的な状況が続く中で、これまで以上に県有財産の徹底的な有効活用が求められている。そうした中で、新たに策定された「県有地・県有施設の財産経営戦略」（神奈川県ファシリティマネジメント推進方針）に基づく具体的な取組みを一層推進すること。

また今年度からは行政運営の透明化を図り、コスト意識を持った計画的な行政運営を進めるため、「会計の見える化」をはじめとする「見える化」に取り組んでいる。情報公開を進め、都市基盤整備を進めつつ、持続可能な財政運営を行うこと。

(回答)

平成23年3月に策定した「県有地・県有施設の財産経営戦略」（神奈川県ファシリティマネジメント推進方針）に基づき、県有財産の効率的運用や有効活用を図るための取組について、平成23年度から順次実施しているところですが、持続可能な財産経営に向け、部局横断的な連携のもとで着実に実施してまいります。

また、「会計の見える化」をはじめとする3つの「見える化」の取組については、ホームページでの公表のほか、県民利用施設では各施設への掲示を行うなど、県民への積極的な情報提供に努めているところです。「見える化」の取組により、行政運営の透明化を図り、コスト意識を持った計画的な行政運営を進めてまいります。

(要望)

5 基地問題に対する取組みの強化について

県内にある米軍基地14施設の整理・縮小・返還・騒音対策・周辺対策について、国に

対し働きかけること。

また、返還方針が合意されている県内4基地については、早期に返還を実現すること。

とりわけ厚木基地において昨年度は、直前の通告による艦載機の離着陸訓練が昼夜を問わず繰り広げられた。また空母艦載機部隊の移駐については2017年まで3年間の延期が発表されたところである。今後は艦載機部隊の移駐が着実に実施され、本県の負担軽減が図られるよう基地周辺所在市とも十分連携の上で取組むこと。

また、近年騒音被害を受ける範囲も広がっていることから、移駐の延期を機会に騒音被害の実態把握と、住宅防音工事対象区域の拡大に努めること。同時に、移駐が実現するまでの間、離着陸訓練については必ず硫黄島で実施するよう、米政府及び国に対して強く要請すること。

そして基地施設のある市については、負担に見合う基地対策交付金の増額、返還に際しては地元住民にメリットがもたらされるよう、公共的な利用の促進や処分条件等について譲与や無償貸与などの優遇措置や国による積極的な事業実施を図るよう働きかけること。

さらに、環境法令の適用、地域特別委員会の設置、裁判権の見直しなど日米地位協定の適切な見直しが図られるよう国に強く求めること。

(回答)

県内には依然として多くの基地があり、地元の負担も大きいことから、今後とも、基地の整理、縮小及び返還の促進を基本としながら、県単独で、また、「神奈川県基地関係県市連絡協議会」を通じて、必要な対応を国に働きかけてまいります。特に、返還方針が合意されている施設については、引き続き、早期返還を要請してまいります。

厚木基地からの空母艦載機の移駐については、平成25年1月、国から空母艦載機の移駐が遅延するとの説明を受け、県は、基地周辺市と連携して、在日米軍再編の最終合意を踏まえた空母艦載機の移駐の実現と、移駐に係る情報提供等を行うよう国に働きかけました。これを受け、5月28日に、情報提供等を行うための枠組みとして、基地周辺市、県及び国の三者で構成される「厚木飛行場からの空母艦載機の移駐等に関する協議会」が設置され、5月28日及び11月1日に協議会が開催されたところです。

県では、厚木基地の航空機騒音問題の抜本的解決を図るため、早期かつ着実に空母艦載機の移駐等を実施すること、また、それまでの間も、NLPの硫黄島での全面実施など騒音軽減対策を確実にいき、さらに移駐後の予測される騒音状況についても情報提供を行うよう、今後とも基地周辺市と連携して、国等に対して粘り強く働きかけを行ってまいります。

なお、航空機騒音の周辺住民に与える健康等への影響について、国の責任で実態調査を実施することや住宅防音工事の対象範囲の拡大についても「神奈川県基地関係県市連絡協議会」を通じ、引き続き要請してまいります。

基地交付金及び調整交付金の予算額の増額や基地返還に際しての地元負担の軽減等については、「神奈川県基地関係県市連絡協議会」を通じて、今後とも、国に対して要望してまいります。

日米地位協定の見直しについては、環境法令の適用など環境問題への対応や、地元意向が反映される仕組みの構築等について、「渉外関係主要都道県知事連絡協議会」等を通じ

て、引き続き粘り強く国に働きかけてまいります。

(要望)

6 県行政の電子化の推進について

本県では、スマート神奈川や、ICT化の拡充という取組みを行っている。これらを更に推進する事で行政サービスの向上、事業の効率化、適正化を行うための次世代モデルを明確にして実用化すること。

また、県民の更なる利便性の向上を図るべく、モバイルからのアクセスを中心に据えた電子行政・サービス各事業の構築やオープンガバメントに対応した官民連携・県民参加の政策を推進し、アプリケーションの開発など具体的な施策を実現すること。

さらに、観光客や県民の期待度が高い、公衆無線LANの県有施設への設置を促進し、県民がいつでも、どこでも、誰でもインターネットにアクセス出来る環境をしっかりと整備していくこと。こういった施策を進め、仕事のやり方を徹底的に見直すことで、大胆な経費削減を実現すること。

(回答)

行政サービスの向上、事業の効率化、適正化を行うための次世代モデルの実用化に関しては、電子申請の拡大や、タブレット型端末などを利用したモバイルワークの実現に向けて取り組んでまいります。

電子行政・サービス各事業の構築については、電子申請におけるスマートフォンの利用を拡大してまいります。また、アプリケーションの開発などの施策については、民間で提供しているソフトウェアを取得して、個別システムに合うように直して対応したり、情報セキュリティの対策を講じながら対応してまいります。

公衆無線LANの県有施設への設置に関しては、現在、県有施設に対して設置を希望する事業者を募り、事業者が設置・管理する方式で整備を進めております。今後とも県有施設への設置拡大など、インターネットアクセス環境の整備に努めてまいります。

これらの施策を進めることにより、事業の効率化、経費削減、県民の利便性の向上を図ってまいります。

防災警察

(要望)

1 防災意識の啓発、津波避難対策の充実について

災害に対する心構えは日々の啓発の賜物であり、東日本大震災の教訓を生かし実践的訓練を行ない県民、事業者の防災意識の向上を図っていく必要がある。特に迅速さが要求される津波避難に関しては、海拔表記や高台等避難先の掲示や避難タワーの設置・拡大と言ったハード面の整備や、携帯電話事業者と連携し、津波警報の発令と同時に該当区域市民へ情報をメール等で送信し、県民の自主的な避難を推進するなどのソフト面での取組みを支援すること。

また各地域県政総合センター・広域防災活動拠点が災害応急対策活動を円滑に行うため、管内市町村や関係機関との連携を図り、関係機関が一体となった防災対策を推進す

ること。

(回答)

県では、東日本大震災の経験を基に、地域防災計画の地震災害対策計画を修正し、津波対策の充実を図りました。

具体的な対策については、津波避難施設の確保などのハード面として、利用者の多い県立湘南海岸公園に、来園者の避難対策となり、沿岸市町への先導的モデルともなる津波避難タワーを設置しました。

また、辻堂海浜公園で津波避難施設として小高い丘の整備を進めています。

なお、海拔標識については、平成24年度までに概ね完了しております。

また、ソフト面の対策としては、津波警報の携帯電話へのメール発信や、海浜利用者などに避難を呼びかけるオレンジフラッグの普及促進、「かながわけんみんな防災カード」による意識啓発、市町村の津波ハザードマップの作成等への支援などに取り組んでいます。

なお、津波対策については、今後も、実践的な訓練や「津波対策推進会議」等を利用して、沿岸市町や関係団体と緊密な連携を取りながら推進してまいります。

(要望)

2 地域防災における風水害対策について

近年、突発的な竜巻の発生やゲリラ豪雨等の風水害が全国的に起きている。市民に対して、これら非常時の対応策を積極的に広報する必要がある。これらの対策の協議には地域住民の声を反映させ、それぞれの地域の地理等特性を反映した風水害対策を立てること。

(回答)

県では、平成24年12月に地域防災計画の風水害等災害対策計画を修正し、竜巻対策に係る普及・啓発活動等を新たに位置付けました。修正に当たっては、市町村意見を把握したり、パブリックコメントを実施し、県民の意見を反映してまいりました。今後とも、地域防災計画の修正を行う際には同様に意見の反映をしてまいります。

また、各市町村においても、地域の実情に応じて、その特性を反映した市町村地域防災計画を策定しております。

(要望)

3 災害時情報伝達方法の確保について

神奈川県地域防災計画に基づき、高齢者や障がい者をはじめとした災害時要援護者の安全確保対策を着実に進めつつ、市町村に対し先進的取組み事例等の働きかけを続行すること。

また、災害時の外国人観光客や子ども等は情報伝達に格別の配慮を必要とするので、各主要言語やピクトグラム等を活用した避難経路地図や表示板の整備推進をすること。

さらには、自治会・町内会の加盟率の低迷から、特に集合住宅居住者への情報伝達に不安があるため、マンション管理組合等に県も平時から繋がりを持ち、緊急時に備える取組みの推進を図ること。

(回答)

県では、災害時要援護者支援マニュアル作成指針により、市町村における災害時要援護者名簿の作成や避難誘導などの要援護者対策を促進しており、引き続き、県・市町村地震災害対策検討会議などの機会を活用し、他自治体の先進事例の紹介などを通じて、市町村による災害時要援護者対策の一層の促進を図ります。また、政令市や民間団体と連携し、「高層ビル・マンションの防災対策」に関するリーフレットを作成して、普及啓発を行っています。

(要望)

4 消防救急無線デジタル化推進と消防の広域化について

「市町村消防防災力強化支援事業」によって消防の広域化を行なうことで住民サービスの向上や、厳しい財政の対策に繋がり、限られた消防車両と専門要員を有効に活用することができる。より一層の推進を図ること。

併せて平成28年5月末に迫っている消防救急無線のデジタル化整備を推進すること。

(回答)

県では、これまで、消防広域化の実現に向けて、市町村間の課題解決に必要な様々な支援を行ってきました。平成23年度には「市町村消防防災力強化支援事業」を創設し、初期投資の負担軽減を図り、消防広域化を推進してきたところです。

今後も、引き続き、市町村の意向を踏まえ、市町村間の調整に努めるとともに、こうした補助事業を通じて、消防広域化を進めてまいります。

また、消防救急無線共通波のデジタル化については、県として、同事業により支援しており、同じく、活動波についても、消防広域化に伴う整備のほか、将来の消防広域化へつながるステップとしての消防指令業務の共同運用に伴う整備事業であれば、同事業により支援することとしております。

(要望)

5 「神奈川県石油コンビナート等防災計画」に基づく安全対策の推進について

昨年度の回答では今年度から津波等に伴う災害発生の可能性やその影響の予測調査に着手することとされている。今後は、石油コンビナート等防災計画の着実な推進に取り組むとともに、この調査結果を基にコンビナート事業者に対して、実際に減災の取組みがなされるよう働きかけを促進すること。

(回答)

県では、現在、地震や津波などによる危険物施設等の被害を予測する「石油コンビナート地震被害等予測調査」を実施しており、平成25年度及び26年度の2年間で、その結果を取りまとめる予定です。

この調査結果に基づき、平成27年度には「神奈川県石油コンビナート等防災計画」を見直すとともに、コンビナート事業者による具体的な設備対策や防災訓練等への活用を促し、防災体制の充実強化を図ってまいります。

(要望)

6 公共施設等におけるLPガスの拡充について

県有施設・県立学校・県営住宅・警察施設や災害時の避難所等に、「災害に備えるエネルギー」として大変有用であるLPガスの設備拡充を促進すること。

(回答)

県としても、災害時のLPガスの有効性については認識しており、災害時に重要な機能を担う県有施設の一部において、既にLPガスを導入しています。

具体的には、県有施設のうち、県立病院(汐見台病院、神奈川県総合リハビリテーションセンター、煤ヶ谷診療所)では、LPガスの使用や都市ガスとの併用の取組を実施しています。

また、かながわ女性センターや、かながわアートホール、おおいそ学園、中里学園及び藤野芸術の家では、食堂等においてLPガスを利用しております。

さらに、県立学校においても半数以上の学校で導入しています。なお、県立学校におけるガスの使用は、職員室、化学教室等の一部の教室などに限られておりますが、校舎建築時にLPガスを使用することとした施設については、その後、都市ガス供給地域となっても、既存施設の有効活用の観点から、基本的には、引き続きLPガスを使用しております。また、改築の際には、災害時の対応に配慮し、可能な場合には都市ガスとLPガスの併用を検討してまいります。

県営住宅については、LPガスの供給を行っている県営住宅の建替えに当たり、都市ガスとLPガスのどちらも供給が可能な場合は、両者にガス供給に当たって必要となる建設費や使用料等の見積りを依頼した上で、供給するガスの種別を決定することとしています。その際、価格に著しい差がない場合は、入居者に対して事業者(都市ガス、LPガス)から事業説明を行った上で、住民の意向を確認することとしています。

警察施設のガス設備については、県・国に指針というべきものはなく、都市ガス地域では都市ガス、その他の地域ではLPガスを使用することとしております。

なお、市町村においては、特に避難所運営などでの活用が期待されることから、会議などの機会を通じて、その有用性などを情報提供しています。

(要望)

7 東日本大震災に伴う被災地・被災者支援の取組みについて

避難者の中には帰還の見通しが立たず、不安を抱えたままの方も県内にも、多く存在している。なかなか先が見通せない中ではあるが、住宅提供など引き続き手厚く支援を行なっていくと同時に、避難者が安定した生活を取り戻し、自活、自立できるように就業支援などのサポートをしっかりと強化・拡充すること。

また、神奈川県における被災地の物産販売などの支援は、被災地の現状を訴えることで、この問題を風化させない啓発的な意味合いと被災地の地場産業の活性化と雇用対策への支援にかかわる非常に重要な活動であり、このような事業は継続的に強化して推進していくこと。

(回答)

県では、東日本大震災により県内に避難されてきた被災者の方に、被災県からの要請に基づき、公営住宅や民間賃貸住宅を借り上げて応急仮設住宅として提供しています。

また、避難されてきた方が、地域で自立した生活を送ることができるよう、「かながわ

避難者見守り隊」による専門サポートや、「東日本大震災支援・情報ステーション」による相談支援や情報発信等、きめ細かな支援を行っています。

さらに、県内各地で開催している避難者相談会「東北きずなサロン」において、専門家による法律相談や就労相談を行う等、避難された方の自立に向けた支援を行っています。

また、県では、これまでもアンテナショップ「かながわ屋」や、台湾における物産展等において、被災地の物産販売を行っており、今後も被災地の復興に貢献してまいります。

(要望)

8 犯罪被害者支援の取組みについて

神奈川県犯罪被害者等支援推進計画が策定され、総合的な施策を計画しているところであるが、被害者が犯罪被害等により壊された日常生活の早期回復を図れる様な施策を講じること。

また、犯罪被害者等を支える地域社会の形成を推進し、更なる対策の強化を講じること。

(回答)

県では、「神奈川県犯罪被害者等支援条例」に基づき、平成21年4月に「神奈川県犯罪被害者等支援推進計画」を策定し、県、県警察、民間支援団体が一体となって総合的な支援を行う「かながわ犯罪被害者サポートステーション」を設置するなど、様々な施策を展開してまいりました。

現行計画は、平成25年度で期間が満了するため、平成26年3月までに計画の改定を行うこととしています。

改定計画では、現行計画と同様に、「犯罪被害等により壊された日常生活の早期回復」と「犯罪被害者等を支える地域社会の形成」を基本目標とし、有識者等による検討などで明らかになった諸課題に対応した新たな施策・事業を位置付けるなど、犯罪被害者等支援施策の更なる充実を図ってまいります。

(要望)

9 原子力災害対策について

原子力災害発生時には、事故の状況把握と予測、住民の安全確保、被爆をした人への医療措置、避難住民に対する支援など様々な応急対策と、これらの対策に関係する国の行政機関、県、市、原子力事業者などの関係機関及び専門家などの関係者が一体となって対応する必要がある。情報を共有し、指揮の調整を図る応急対策の拠点となるオフサイトセンター機能の充実強化を図ることや、専用回線の多重化や通信方式の多様化等、通信インフラの機能が損なわれない対策を実現すること。

(回答)

オフサイトセンター機能の充実強化については、発災時にオフサイトセンターで活動する県職員や関係機関の職員が国の研修に参加し、災害対応能力の向上に努めるとともに、国、県、市及び関係機関が参加する訓練において、初動時の情報受伝達体制や応急対策等を検証し、国や関係機関等との連携強化を図っております。

また、通信インフラの機能が損なわれない対策としては、福島第一原子力発電所事故に

において、福島県のオフサイトセンターで通信回線の大半が使用不可能となった経験から、平成24年度に県と国の原子力災害対策本部等を結ぶ衛星系の専用通信回線システムを新たに整備したところです。今後も国と連携し、対策に努めてまいります。

(要望)

10 信号機や横断歩道等の交通安全対策の推進について

道路状況、通学児童の利用状況、沿道環境、交通事故の発生状況や地域住民、行政関係機関、その他の道路利用者などの県民要望や意見などを総合的に検討すること。

また、交通の安全と遠隔化の推進を図るために、信号機や横断歩道の新設並びに更新・整備を迅速に勧め、安全で安心なまちづくりを実現すること。

(回答)

信号機、横断歩道等交通安全施設の整備・更新については、交通の安全と円滑化を図るため、道路状況、通学児童の利用状況等を含めた交通状況、沿道環境及び交通事故の発生状況や、地域住民、関係行政機関、その他道路利用者の要望・意見を総合的に検討し、県内全体の必要性を判断したうえで、必要性の高い箇所から順次整備・更新してまいります。

(要望)

11 防犯カメラの設置推進について

犯罪が発生する蓋然性の極めて高い繁華街や駅周辺等における犯罪の予防と被害の未然防止を図るため、県内の治安情勢や各市町村、自治会・町内会等の県民要望を勘案しながら、さらなる公共空間に防犯カメラ設備の増設を推進し、犯罪の抑止力を高めること。

(回答)

県警察では、現在、J R川崎駅東口地区でのモデル事業で使用した50台と、A P E C首脳会議等警備で活用し、その後県内の犯罪多発地区に再設置した50台の防犯カメラを運用しているほか、平成26年度中にモバイル式防犯カメラ30台の設置運用に向け、所要の措置を講ずることとしております。

また、防犯カメラの設置を検討している県民の皆様に対し、効果的な設置場所や運用、管理方法のアドバイス等の支援を積極的に行い、防犯カメラの設置促進に努めております。

今後も、県警察が設置主体となる防犯カメラの増設については、犯罪情勢や県民ニーズ、更にはより効果的な防犯カメラの運用等を踏まえ、検討してまいります。

(要望)

12 警察における災害用装備資機材の充実について

迅速的確に災害時、緊急時に対応するため、救出救助資機材や部隊支援用機材など必要な災害用装備資材を早急、且つ計画的に拡充すること。

(回答)

災害用装備資機材については、平成23年9月補正で予算措置を講じたほか、救出救助資機材や部隊支援用資機材等、必要な資機材の計画的な整備を行っております。

これら資機材について段階的な整備を推進していくとともに、今後も迅速的確な災害対

策のあり方を総合的に検討し、諸対策に必要な資機材の整備を図ってまいります。

(要望)

13 脱法ドラッグを中心とした薬物の乱用防止と根絶に向けた取締り強化について

県下における覚醒剤等の麻薬や脱法ハーブを中心とした脱法ドラッグの乱用が依然として深刻な状況にあり、誠に憂慮すべき事態である。

合法ハーブ・アロマリキッド・フレグランスパウダーなどと称されて販売されている脱法ドラッグは人体に多大な影響を及ぼす危険性の高い薬物である。気軽に手に入る状況から今まで「ドラッグ」に触れる機会がなかった県民等にまで脱法ドラッグが浸透する事が懸念されている。麻薬・脱法ドラッグの撲滅に向けて更なる取締りの強化を行い、実店舗・インターネット販売業者なども含めた販売元の根絶を図ること。

(回答)

県では、いわゆる脱法ドラッグを取り扱う全ての店舗に対して、県警察及び国の麻薬取締官と連携して立入調査を行うとともに、販売自粛要請を行っております。

また、麻薬や指定薬物などの規制薬物が含まれているか否かの製品の買上げ検査も実施しており、規制薬物が検出された場合は、法令違反として県警察や麻薬取締官と連携し、しっかりと対応してまいります。

なお、県警察としては、各種法令を駆使し、違法行為の取締りを積極的に行うとともに、関係機関との情報交換を密にし、脱法ドラッグ販売業者に対する指導・警告を徹底してまいります。また、脱法ドラッグの危険性等について、県民、特に、若年層に重点を置いた広報啓発活動を強化し、脱法ドラッグや覚醒剤等の違法薬物の供給の遮断と需要の根絶に向けた対策を推進してまいります。

(要望)

14 地域における安心・安全対策の拡充について

刑法犯認知件数は減少傾向にあるものの、ひったくりなどの身近な街頭犯罪や児童を狙った不審者などは依然として後を絶たない。

スクラップアンドビルドの原則をふまえ、都市化における人口増加や犯罪及び交通事故の発生状況などの地域の実情に応じて、警察官の増員や交番の新設・適正配置による警察体制の充実強化を図り、地域における安心・安全の確保・拡充を図ること。

(回答)

県警察では、更なる警察力の向上を図るべく、平成25年度の警察官の増員に向け、警察庁に対し増員要求を行っており、今後の警察官の増員についても、治安情勢の変化等を見ながら的確に対応してまいります。

交番の設置については、限られた予算及び人員で交番としての機能を最大限に発揮するために、スクラップ・アンド・ビルドを原則として、要望地区における犯罪及び交通事故の発生状況、行政区・面積・人口の実態、都市の形態、道路・鉄道の整備状況のほか、警察署、隣接交番・駐在所との位置関係、交番用地の確保状況、警察官の確保等を総合的に勘案しながら検討しております。

今後も、要望地区の開発状況及び治安情勢の推移等を見ながら、交番等の適正配置を検

討してまいります。

(要望)

15 振り込め詐欺等の犯罪抑止対策の強化について

神奈川県内の振り込め詐欺の発生件数が前年に比べて増加するなど、県民の安心・安全に不安を与える状況となっている。

こうした状況を改善するためにも市町村、自治会・町内会、民間企業等との連携を密に図り、振り込め詐欺防止の広報や被害に遭いやすいお年寄りへの意識啓発など、振り込め詐欺の根絶に向けた犯罪防止対策を重点的に強化すること。

(回答)

県警察では、高齢者関係団体や自治体等と連携し、振り込め詐欺被害防止の広報啓発活動を推進しているほか、金融機関と連携し、預金引き出し等に訪れた顧客に対する声かけにより、金融機関窓口での振り込め詐欺被害阻止に努めております。今後も、自治体、防犯ボランティア団体等の関係機関・団体や県民の皆様との連携を一層強化し、犯罪の起きにくい社会づくりを推進してまいります。

(要望)

16 サイバー犯罪の取締りの強化について

県警では生活安全総務課の附置機関であったサイバー犯罪対策センターを格上げし、サイバー犯罪対策課を設置し、取組みを進めているが、インターネット利用者の拡大からサイバー犯罪は、巧妙且つ悪質になってきており、不正アクセス・インターネットを利用した詐欺・キャッシュカードのデータ改善などサイバー犯罪が年々増加傾向にある。

サイバー犯罪を撲滅していくためにも、民間事業者との連携強化を図るとともに、更なる体制の強化を行って頂き、しっかりと対策を講じること。

(回答)

県警察では、年々増加するサイバー犯罪に的確に対応するため、平成25年4月1日付けでサイバー犯罪対策課を設置いたしました。

県民がサイバー犯罪の被害に遭わないようにするために、インターネット安全教室や講演会、シンポジウムを繰り返し開催するなど被害の防止と規範意識の向上に努めております。また、IT関連事業者等と連携し情報交換をするなどして、サイバー犯罪に対する対処能力の強化を図ってまいります。

(要望)

17 警察署の老朽化における対策について

治安維持の拠点である警察署、警察公舎において、耐震化を含め老朽化施設の建替えは喫緊の課題である。厳しい財政状況下ではあるが警察署の厚木・茅ヶ崎・津久井など老朽化やまた、狭隘施設の建替えを順次促進し、さらに東日本大震災を教訓として、大規模災害発生時における応急活動の拠点となるように、より強固で安全な警察署の建設を図ること。

(回答)

老朽化した警察施設の建て替えについては、今後も財政状況を踏まえつつ計画的に実施することとし、建て替えに当たっては、東日本大震災による津波等の被害を教訓として、大規模災害発生時の警察活動拠点となるように整備してまいります。

県民企業

(要望)

1 保育園・幼稚園施設の耐震化について

県内の小・中・高等学校の耐震化が進んでいる一方、保育園・幼稚園の耐震化が進んでいない。多額の費用負担を伴う耐震補強工事を保育園・幼稚園の負担のみで実施することは困難を伴う。

乳幼児は児童・生徒にもまして避難に困難性を伴う。県は市町村に財政負担が重く押し掛かることがないように十分に配慮した上、震災時に幼い命を護るためにも、保育・幼児教育の拠点となる保育園・幼稚園の園舎等の耐震化に向けた助成制度を確立し、早期に実施すること。

(回答)

保育所の耐震対策については、次世代育成支援対策施設整備交付金制度により、耐震化のための大規模修繕等について従来から補助対象とされており、平成21年度から26年度の間は、この交付金に代わり、安心こども基金による保育所緊急整備事業により、補助しているところです。

また、保育所における火災・地震等の防災対策については、民間保育所運営費負担金の施設機能強化推進事業費により、避難訓練等の実施や避難具等の整備への財政的支援を行っています。

幼稚園の災害対策を含む施設整備については、国や日本私立学校振興・共済事業団において補助などを行っているところであり、県では、私立学校振興資金融資制度で利子補給をしております。

特に、地震対策については、国及び県で耐震診断調査費の補助を行っており、国で学校法人立の耐震補強工事費の補助を行っておりますので、今後ともこうした方向で、対応してまいります。

(要望)

2 私学助成のさらなる充実について

保育園・幼稚園とともに放課後児童育成事業についても質の向上が図れるような切れ目のない子育て支援策を拡充すべきである。保育および学童保育は私学が担っている部分もあり、学校教育においても私学の役割は大きい。県は乳幼児期から高校卒業にいたるまでの施設・設備および人材確保のために必要かつ十分な予算措置を実施すること。

(回答)

私立幼稚園における預かり保育については、国の助成制度を活用しながら拡充を図っており、保育所入所待機児童の解消を図るために、平成23年度は、預かり保育を保育所程度に行っている私立幼稚園に対する助成を充実し、平成24年度、25年度と補助対象園数を拡

大しました。さらに、平成25年度11月補正予算において、長時間預かり保育を実施する私立幼稚園に対し運営費を補助する市町村を支援する事業を導入し、平成26年度当初予算においても所要額を確保したところです。

また平成25年度、26年度と私立幼稚園における地域開放の補助対象園数の拡大を併せて行い、多様化する保育ニーズへの対応を図っております。今後も国の制度や県の財政状況を踏まえ、地域の保育ニーズに応えた支援を行ってまいります。

県財政は非常に厳しい状況にあります。経常費補助金については、標準的運営費方式を基に、総合的に検討してまいります。

(要望)

3 社会適応に困難のある青少年への支援について

ニートや中途退学、あるいは児童養護施設から出て生活をしていかなければならない青少年など、適切なサポートが必要な若者への対策は大きな課題である。

このため、相談しやすい窓口の県内各所への創設、また相談には来ないがサポートの必要性があらかじめ想定される若者の見守りなどに対し、NPO等との連携によってきめ細かく支えていく仕組みを構築すること。

(回答)

社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者への相談窓口として、平成24年4月に、「かながわ子ども・若者総合相談センター」及び「県西部地域若者サポートステーション」を開設し、平成25年5月には、NPO等の民間団体、市町村及び専門相談機関との連携を促進するため「神奈川子ども・若者支援連携会議」を設置し、身近な地域における相談機能の充実を図っております。また、平成26年度には、地域若者サポートステーション事業について、県西部に加え、新たに県央地域に拠点を設置し、支援の充実を図ってまいります。

引き続き、適切なサポートが必要な若者をNPO等との連携によってきめ細かく支えていく仕組みの構築に努めてまいります。

(要望)

4 女性センターの機能存続と蔵書の取り扱いについて

女性を取り巻く社会環境・労働環境は大きく変化してきており、女性センターの機能はより拡大・強化が求められている。

女性センターはその立地条件はもとより、働く女性が利用しやすい施設であることが重要であり、開館時間の延長や土日の運営など、利便性を追求するとともに、カンファレンス機能の強化も重要な支援策である。

また、女性問題および女性の人権に関する蔵書等については、県立図書館で管理運営することは避けられないとしても、より利用しやすい閲覧コーナーの設置や貸し出し方法など、工夫の余地は十分に残されている。

県は、働く女性が利用しやすい女性センター機能を構築するとともに、利用が増えるような事業や広報活動を実施すること。

(回答)

かながわ女性センターが平成27年4月に移転する藤沢合同庁舎は、藤沢駅から徒歩圏内であることから、その立地を生かし、働く女性や男性をはじめ、県民の皆様に広く利用されるよう、これまでどおり土日も開館し、例えば、平日夜間に講座を実施するなど工夫してまいります。

また、女性センターの蔵書等については、貴重な女性専門図書を活用していただけるよう、一括して県立図書館に移転するほか、女性センターの資料コーナーにおいても、神奈川県図書館情報ネットワーク・システムで県立図書館等の本を貸出すなど利用方法を検討してまいります。

なお、利用者が増えるような広報活動も工夫してまいります。

(要望)

5 わかりやすい広報の推進について

県は文化芸術振興のみならず、雇用対策、消費者保護、NPO支援等、県民生活と密接な事業を展開しているが、県民に十分に周知されているとは言いがたい。実施事業の周知には、ホームページや広報かながわ、チラシ配布のみならず、自治会・町内会との連携、事業内容あるいは対象者により関連団体や学校との連携を推進するとともに、その効果を検証すること。

とりわけ、啓発用リーフレットや各種の資料については、市町村とも連携し、配布の対象、内容、配布方法など、効果的、効率的な広報・啓発が行えるよう一層工夫すること。

(回答)

実施事業の周知、啓発用リーフレットの作成・配布などは、事業内容に応じて、市町村等と連携し、効果的、効率的な方法で行い、その効果はアンケートの実施等により検証しています。また、民間企業とも包括協定を締結し、商業施設での配布など連携に努めています。もとより、広報物の作成に当たっては、デザイナーによるチェックなど質の向上を図っているところです。今後も、広報の対象、内容、方法など、必要な検証を行い、より効果的、効率的な広報・啓発に努めていきます。

(要望)

6 消費者保護対策の充実について

マスコミ等で多く取り上げられているにも関わらず、若者や高齢者に対する各種詐欺被害が後を絶たない現状を憂慮し、詐欺被害予防のためのなお一層の啓発活動の推進と被害者保護対策を推進すること。とりわけ新手の詐欺事案の予防啓発並びに「ワンクリック詐欺」などのネット詐欺の把握とその予防対策を研究すると共に、被害者相談窓口の充実のため専門性の向上に努めること。

また、「地方消費者行政活性化基金」の事業実施期限が平成25年度末まで延長されたが、事業の成果を細かく検証し、その上で一層の支援拡充を国に求めること。

(回答)

県警察では、現在、もうけ話を口実に社債や未公開株等の代金名目で多額の金銭をだまし取る手口、いわゆる利殖勧誘事犯が増加傾向にあることから、県や市町村の消費生活セ

ンター等の関係行政機関との連携を図り、情報交換及び広報啓発活動を推進してまいります。

県では、消費者被害を未然に防止するため、「ワンクリック請求」などの事例や対処方法を記載した啓発資料や教材を作成、配布したほか、各種講座を実施しており、今後も若者から高齢者まで幅広い啓発活動に取り組んでまいります。

また、相談分野毎に研究グループを作り、新手や対応困難な相談事例について検討を行うとともに、相談員、行政職員を対象とする研修を実施することにより、かながわ中央消費生活センターの専門性の向上に努めてまいります。

「地方消費者行政活性化基金」により、県内の消費生活相談窓口の体制整備・強化が図られ、また普及啓発の取組も強化されており、国に対して、同基金の継続など、地方公共団体の負担を軽減し、地方消費者行政が着実に進展するような措置を講ずるよう要望しました。

今般、国において、地方消費者行政活性化基金の事業実施期限を平成26年度末まで延長することが示されました。

今後とも自治体が活用しやすい制度となるよう国に要望するとともに、必要な情報収集に努めてまいります。

(要望)

7 NPO等支援について

行政機関のみでは対応しきれないきめ細かな消費者サービスや社会支援など、NPO等が果たす役割は大きく、今後ますます重要性が増してゆく。県はNPO等の活動状況をきちんと把握することはもちろんのこと、従来にも増してNPO等に対する支援と寄付金が集まりやすい環境を推進すること。

(回答)

県所管のNPO法人の活動状況については、毎年度提出される事業報告書等により把握をするとともに、NPO等の活動を支援するために、NPOの認知度向上のためのキャラクターである「かにゃお」による広報など、県民のNPOに対する理解やNPO活動への参加、寄附促進に向けた取組を進めてまいります。

(要望)

8 文化振興の充実と発展について

神奈川フィルハーモニー管弦楽団の「ブルーダル基金」については、マッチング方式の導入により「県民が支えているプロのオーケストラ 神奈フィル」という意識の芽生えが生まれ、不可能とも思えた「公益財団法人」への移行が実現することとなった。

また継承が難しい伝統芸能などのサポートも含めて、財政面で文化芸術を県民が支えていく仕組みづくりについても考えていくべきである。

黒岩知事は「文化で経済のエンジンをまわす」ことを考え、「マグカル」などの取組みをスタートさせたが、成果がまだ見えてこない。市町村との連携はもとより、商工会議所、観光関連産業とも、さらに密接な連携を図り、モデル事業を他へ広げられるよう工夫すること。

(回答)

伝統芸能の鑑賞や体験、発表の機会を確保するとともに、神奈川ゆかりの文化遺産を新しい発想で活用し、現代を生きる文化芸術として発信する取組等、伝統を継承するための施策に取り組んでまいります。また、伝統芸能を含めた文化芸術に対する県民からの寄附や支援が活発に行われるよう、寄附税制等に関する周知に努めてまいります。

「マグカル」については、地域と連携を図り、様々な地域の文化資源を活用したコンテンツを創出・発信し、県内各地域で展開してまいります。

(要望)

9 水道関連事業について

水は生命の源であり、その供給システムは最も重要な社会的インフラである。しかし、震災発生時に民間企業が水の供給を担う際に、給水車両等の燃料供給制限や車両制限を受けたとの事例が報告されている。緊急時にはこのようなことが生じないように、関係団体との協議を徹底的に実施するとともに、民間車両についても緊急時には燃料供給が優先され、当該車両が通行制限を受けないような仕組みを構築し、民間企業に対して緊急時の水の供給に必要な機材・設備の補助を実施すること。

水道料金の減免施設の除外については多大な影響が生じることが懸念されることから、関係者の声をよく聞き、実態を把握した上で慎重な対応を実施すること。

また、水需要の減少並びに人口減少を見据えた長期的な経営方針を構築し、管理運営を行うこと。

(回答)

地震等緊急時の対応において、応急給水は市町の役割となっておりますが、企業庁としては、出先機関が契約しているガソリンスタンドを活用し、必要な支援を行うほか、関係団体と非常用自家発電設備への給油を目的とした「災害時等における燃料の調達に関する協定」を締結していますので、この仕組みを使った支援体制を検討するとともに、関係団体が企業庁を経由して、知事に対し緊急通行車両の事前届出を行うことにより、災害発生時に緊急交通路の通行が可能となりますので、当該手続を促してまいります。

なお、緊急時の水の供給に必要な機材・設備への補助は困難ですが、企業庁が「災害時における応急給水及び復旧工事の協力に関する協定書」を締結している民間企業に対しては、備蓄機材を貸し出すなどの支援を行ってまいります。

水道料金の減免については、近年、県内の他水道事業者において、減免制度の見直しが進み、事業者間での水道料金減免の実施に差異が生じていることなどを踏まえ、負担の公平性の観点から見直し作業を進めております。

見直し方向は、生活保護費受給世帯、民間社会福祉施設及び民間医療施設に係る減免制度を廃止するとともに、民間社会福祉施設等については、見直しによる影響を緩和するための経過措置を設けることとし、これまで福祉・医療関係団体に対し説明を行ってまいりましたが、引き続き、さらに、関係団体や管内市町からの意見等を伺いながら、見直し作業を進めてまいります。

長期的な視点による管理運営については、長期的な傾向として水需要が減少を続ける中においても、東日本大震災を教訓とした地震等災害対策のさらなる推進や、高度経済成長

期までに整備した老朽施設の更新などの主要事業を計画的かつ着実に推進する必要があると考えております。

このため、県営水道では、30年程度先の将来を展望した水道施設の姿や、10年程度の中期的な整備の方向性を明らかにした上で、平成26年度から30年度までの5年間の経営計画を定める「神奈川県営水道事業経営計画」及び「財政収支計画」の策定に取り組んでおり、この計画に基づき計画的な事業の推進と着実な運営を図ってまいります。

環境農政

(要望)

1 地球温暖化対策の推進について

地球温暖化対策は世界共通で取り組むべき喫緊の課題である。

県は「神奈川県地球温暖化対策計画」を策定し、2020年の温室効果ガスの総排出量を1990年比で25%削減する意欲的な数値目標を定め、取り組んでおり、平成25年4月から「神奈川県地球温暖化対策計画検討委員会」を設置し協議を進めている。

エネルギー施策を重点に掲げる本県として、本年、国が農地への設置に係る取扱いを示した「ソーラーシェアリング」等、新しい技術の促進を図りつつ、農家や市町村、エネルギー部門としっかり連携して、新たな目標に対する具体的な対策を着実に積み上げ、その実現に向けて神奈川県の地域特性を踏まえ、温暖化対策を実施すること。

(回答)

国では、平成25年11月に新たな温室効果ガス削減目標を暫定的に示し、今後、地球温暖化対策計画の策定を予定しております。県としては、こうした国の動向を踏まえ、「神奈川県地球温暖化対策計画」の改定に向けた検討を行うとともに、県民の皆様、事業者、市町村等との連携・協働を図りながら取組を進めてまいります。

(要望)

2 有害鳥獣等被害の防止対策について

有害鳥獣等による農作物と県民生活への被害は甚大である。特に、生産者の意欲の低下等については、県全体の食の確保にとっても深刻な影響をおよぼしている。

その被害状況は広域に渡っており、市町村独自の取組みには限界がある。広域行政体として県の果たすべき役割は大きい。よって県として主体的な取組みを行うこと。

シカやサルに対しては、新たな保護管理計画が策定されたところである。農業被害等の削減に向けて、県として計画に基づき広域的な対策に取り組むこと。併せて計画の実効性を検証すること。また、在来生物であるクマ、イノシシについても命を守るといった観点からも引き続き重点的な対策を行うこと。

さらに、アライグマ・タイワンリスといった外来生物の増加への対応として、県の防除実施計画を策定するなど、対策の推進を図ること。要注意外来生物に指定されているミシシippアカミミガメ等についても早期の対策を講じること。

吸血被害が増大しているヤマビルについても、対策を強化し、共同研究の結果をもとに、適切な対策知識・情報の普及、地域の実情に応じた継続的な対策を実施すること。

(回答)

平成24年度から、鳥獣被害対策支援チームにより、地域自らが鳥獣被害対策を推進する仕組みづくりを支援してまいりましたが、平成26年度からは技術的支援を行う鳥獣被害防除対策専門員の勤務形態を県の委嘱から県の非常勤職員とし、勤務日数を増やすとともに、新たに横須賀三浦地域に配置し、支援を強化してまいります。

さらに、担い手を確保するため、体験射撃等を行うかながわハンター塾や地域指導者を育成するための鳥獣被害対策研修会を開催するなどの事業に取り組んでまいります。

ニホンジカ及びニホンザルについては、保護管理計画に基づき、モニタリング結果を検証しながら、総合的、計画的な保護管理や防除を進めております。

ツキノワグマについては、生息数等について、関係機関が収集した目撃情報や各種データなど、既存のデータを活用した分析を行うとともに、出没に備えGPS調査費用等を平成25年度に引き続き平成26年度当初予算でも措置いたしました。また、出没時に迅速な対応を行うために、「神奈川県人里でのツキノワグマの出没時の対応マニュアル」を平成25年度に改定いたしました。

イノシシの被害対策については、市町村が行う有害鳥獣捕獲や柵の整備事業に対して引き続き支援を行ってまいります。

鳥獣被害対策については、地域が主体となって取り組める環境づくりを目指して、県では平成26年度から3年間集中的に取り組むこととし、神奈川県市町村事業推進交付金に移行する鳥獣保護管理対策事業費補助金については、厳しい財政状況の中、個体数調整、防除対策、集落環境整備及び地域人材の育成を図るため、増額いたしました。

外来生物に対する対応については、アライグマは防除実施計画に基づき、生息分布域の縮小、個体数の減少に努めております。

タイワンリスについては、これまで市町の防除実施計画の策定と捕獲事業を支援してまいりましたが、被害は依然として発生しており、今後とも市町村の行う事業に対して支援を行ってまいります。

ミシシippアカミミガメについては、現在、特定外来生物に指定するかどうか、国において検討しているところと聞いておりますので、その推移を見守ってまいります。

ヤマビル対策については、県試験研究機関等が行った研究の成果を踏まえて、被害対策について普及啓発に努めております。今後も環境整備活動を行う地域の取組などを支援してまいります。

(要望)

3 魅力ある都市農業の推進について

本県の農業は、規模が小さいながらも大消費地に近接し、野菜や果実などの生鮮食材の供給が盛んである。

こうした大消費地に近いという利点を活かし、地産地消を推進し「湘南ゴールド」や、生食可能なナス「サラダ紫」などの「かながわブランド」県内産農産物の積極的な普及・促進と新たな品目の開発、さらに「かながわブランド」のPRの拡充と販路の拡大を図ること。

また、本県農業技術センターで開発した「ジョイント仕立て」という栽培法を普及す

ると共に、農業技術の革新に注力すること。

一方、神奈川農業の担い手をみると、減少や高齢化が進んでおり、早急に対策を講じなければ危機的な状況となることは明白である。そこで、神奈川農業が今後とも持続的に発展するために、新規就農者に対する支援を充実強化すると共に耕作放棄地対策を図ること。

さらに、農業用水関係施設がいずれも老朽化しており、安定的な農作物の提供の観点から点検や再整備の計画を推進すること。

(回答)

農業技術センターにおいて品種育成や栽培技術の開発に関する試験研究、現地での生産技術対策等を引き続き実施するとともに、メディアの活用や商品開発支援等により、県産農畜産物のPRに努めてまいります。

ジョイント栽培法の普及については、ナシ、ウメの改植や新品種更新時に合わせた導入を支援してまいります。

また、新規就農者に対し就農前後に給付金を給付するとともに、経営感覚に優れた中核的な農業者に育成するよう努め、国の耕作放棄地再生利用緊急対策交付金の活用と併せて、新規参入や企業参入、更には中高年ホームファーマー事業などによる都市住民まで、幅広く担い手を確保することで耕作放棄地の解消が進むよう、市町村と連携して取り組んでまいります。

老朽化した農業用水関係施設については、計画的な整備に努めてまいります。

(要望)

4 安全・安心な食料等の安定供給の確保について

東日本大震災による放射能汚染の問題、また、平成25年7月1日からと畜場におけるBSEスクリーニング検査対象月齢が48か月齢（4歳）超に引き上げになったBSEの対策、高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病対策、対応など「かながわ食の安全・安心の確保の推進に関する指針」の徹底を進めるとともに、生産・加工・流通への監視を強化するためのトレーサビリティシステムの導入促進を図ること。

また、農産物の安全に係るリスクを低減させ、農作業記録を残すことで、消費者や食品関連事業者への説明や事故が発生した場合の原因究明に役立ち、さらに、コスト低減や品質向上など経営の改善につながる農業生産工程管理（GAP）の促進を図ること。

さらに、新基準に基づく農林水産物の検査体制や関係諸機関との連携をこれまで以上に強化するとともに、検査結果の迅速・的確な県民への提供と対応を図り、県民の食の安全・安心の確保をめざすこと。

(回答)

食の安全・安心の確保を推進するため、平成25年3月に策定した「かながわ食の安全・安心の確保の推進に関する指針（第2次）」に基づき、引き続き、庁内関係各課が連携し、農畜産物等の放射性物質検査や、高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の予防対策・早期発見・まん延防止等の取組を進めてまいります。

トレーサビリティシステムについては、いわゆる米トレーサビリティ法や牛トレーサビリティ法に基づき、生産者等に対する指導や啓発を行ってまいります。

GAPの導入については、JAグループと連携し、市町村の協力を得ながら推進してまいります。なお、GAPを導入済みの産地等については、その定着と、産地等の実態を踏まえた内容のステップアップが図れるようJAグループ等の取組を支援してまいります。

また、県が実施する食品中の放射性物質の検査結果等については、検査体制の充実を図っており、今後も県民の皆さんへ検査結果等の情報のわかりやすい提供について、迅速に行ってまいります。

(要望)

5 県産木材の流通促進について

県産木材の有効活用に関しては、一定施策の充実が図られているが、いまだその重要性は、県民全体が認識するに至っていない。より積極的な普及・啓発に取り組むこと。

また、普及促進の一環として有効な県有施設への積極的な県産木材の活用について、その前段となる加工、生産、流通の促進を図ること。

さらに、森林整備の担い手の高齢化が進み、人材が不足している状況の中、県は「かながわ森林塾」を開催して、担い手の確保に取り組んでいる。卒塾生の就労支援等、引き続き一体となった施策の充実を図ること。

(回答)

林業の再生のためには、県産木材の有効活用を促進することが重要であることから、県産木材を使って整備した公共施設を活用して、県民の皆様に対して県産木材をPRし、具体的な活用につながるよう積極的な普及・啓発に努めてまいります。

また、素材生産計画と消費者側のニーズを把握し、関係者間で情報を共有することにより、県産木材の流通促進に努めてまいります。

森林整備の担い手確保については、引き続き、神奈川労働局、ハローワーク等の協力を得ながら、森林塾の卒塾生の就労支援を行っていくとともに、既就業者に対する技術向上研修の実施や就業先である森林組合等の経営基盤の強化・労働安全衛生の推進等、職場環境の改善による定着促進など総合的な林業労働力確保の取組を進めてまいります。

(要望)

6 水産業の持続可能な発展について

水産業は、県民の豊かな食生活に貢献している。しかしながら、燃料価格の高騰や水産資源の減少、さらには魚価の低迷などが漁業経営に大きな影響を与えている。

貴重な水産資源の維持確保に向けて有効な栽培漁業について研究の促進を図ること。

また、定置網漁業は、本県の重要な漁業であり、新たな技術導入を目指し定置網漁業の更なる振興を図ること。

(回答)

栽培漁業については、稚魚、稚貝の生産技術が確立し、県内にすでに放流されているマダイやアワビ等は、放流数を確保してまいります。

また、漁業者からの要望の強いトラフグやナマコについては、放流技術開発や種苗生産試験に取り組んでまいります。

また、定置網は県の水産業の柱の一つと位置付けており、定置網漁場の海底地形や潮流

などの解析を行い、その結果に基づいた網型の提案を行うなど、定置網漁業の振興に向けた施策展開を進めてまいります。

(要望)

7 水源環境の保全・再生について

第2期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画（平成24～28年度）がスタートしているが、第1期計画での取組みの成果と課題をふまえ、今後の水源環境保全・再生に向けて、県民をはじめ、市町村、関係事業者の方々と連携し、県民が将来にわたり必要とする良質な水の安定的確保のための取組みを着実に推進すること。

また、そのためにも水源かん養など森林の持つ公益的機能を高めるとともに、県内の人工林で、50年を超える高齢級は過半数を超えていることを踏まえ、間伐材を積極的に利用すること。そして、森林保全に関わる人材の育成を推進すること。

さらに、相模川水系県外上流域（山梨県）については、山梨県とのしっかりとした調整、連携を図ること。

(回答)

水源環境の保全・再生については、第1期計画での取組成果と課題を踏まえて策定した「第2期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」に基づき、「水源環境保全・再生かながわ県民会議」のもとで施策に県民意見を反映させるとともに、各市町村等と連携を密に図りながら、将来にわたり県民の皆さんが必要とする良質な水の安定的確保に向けて、12の特別対策事業を推進してまいります。

その特別対策事業に位置付けた「水源の森林づくり事業」など、森林の保全・再生に係る事業を推進することにより、水源かん養など森林の持つ公益的機能の高い森林づくりを進めるとともに、「間伐材搬出促進事業」により、間伐材の積極的な利用を推進してまいります。また、森林保全に関わる人材の育成については、「かながわ森林塾」を引き続き実施し、森林整備の担い手の育成を進めてまいります。

相模川水系県外上流域対策（山梨県）については、今後も山梨県との共同事業として、間伐による森林整備や桂川清流センターにおける凝集剤添加による生活排水処理を実施し、荒廃森林の解消や処理済の放流水に含まれる全リン濃度の削減に努めてまいります。

(要望)

8 林道におけるパトロールや維持工事について

東日本大震災において、平素、林業者の作業道である林道が県民の生活道路として機能し、県民の命を守ることに大いに役立った。

神奈川県においても大震災の発生が懸念される中、災害支援活動締結の観点からも、林道のパトロールや維持工事の発注に配慮すること。

(回答)

林道のパトロールは、直営及び委託により実施しておりますが、今後も引き続き実施し、林道の適正な管理に努めてまいります。

林道の維持工事についても、引き続き、優先順位を勘案しながら実施してまいります。

(要望)

9 リサイクルの促進について

小型家電リサイクル法施行により、都市鉱脈と言われる小型家電に含まれる貴重な金属を取り出す施策が進行している。これについて、市町村を支援し更なる推進を図ること。

また、本県は他県に先駆けて福祉との連携のモデルを推進中であり、さらなる県内拡充を推進すること。

さらに、本県で新たに創設した「リユースショップ認証制度」について、県民や事業者への普及啓発を図ると共に、既に取り組みが始まっている「リサイクル製品認定制度」についても利用促進を図ること。

(回答)

「小型家電リサイクル」については、市町村が制度に参加するに当たり必要な初期投資に係る経費及び市町村が安定・継続的に分別回収を行うために必要な経費について、「平成26年度国の施策・制度・予算に関する提案」の中で、国に対し財政的支援を行うよう求めています。

また、福祉との連携のモデルの推進については、それぞれの市町村の実状に合った方法での実施を呼びかけてまいります。

「リユースショップ認証制度」については、制度への理解を深めていただくため、業界団体、商工団体、経済団体、市町村などと連携・協力し、県民や事業者の皆様に対して、県広報等を活用した普及啓発に努めてまいります。

「リサイクル製品認定制度」については、認定した製品が幅広く購入・利用されるよう、リサイクル関連情報の総合サイト「かながわりサイクル情報」への掲載やパンフレット等の作成・配布、イベント等において認定製品を展示する等、普及啓発及び利用促進に努めてまいります。

また、県が物品を購入する際の随意契約可能額の上限引き上げなどにより、リサイクル製品の利用を推進しております。

(要望)

10 廃棄物などゴミ問題の解決促進について

廃棄物の違法投棄については夜間・早朝を中心とした監視パトロールの回数を増やし、監視カメラの増設を行う等、対策の強化を図ること。

また、県民からの通報などに機敏に対応し、県警察を含む県行政が一体となり、毅然とした姿勢で対策をとること。

さらに、本県における産業廃棄物の排出量は膨大であり、今後の施設老朽化に伴う解体作業の増加から廃棄物の大量発生を鑑み、産業廃棄物処理施設の設置促進ならびに、確保が困難と思われる最終処分場についても早期の確保対策を図ること。

(回答)

極めて厳しい県の財政状況のもと、夜間・早朝の監視パトロール回数の増加や監視カメラの増設については困難ですが、引き続き、非常勤監視職員によるパトロール、県・市町村の合同パトロールとの連携により監視活動の強化に対応してまいります。

また、県警察とは、職員派遣などにより連携体制を整え対応しておりますが、引き続き県行政一体となって取り組んでまいります。

さらに、民間の産業廃棄物処理施設の設置については、具体的な計画があった段階で地元市町村と調整していく予定であります。

なお、廃棄物の3R（発生抑制・再使用・再生利用）を促進し、最終処分量を減らすよう一層取組を推進していることから、産業廃棄物の動向や既存の最終処分場の運営状況を踏まえながら、最終処分場設置の必要性について検討してまいります。

（要望）

11 合併浄化槽の普及促進について

県下約19万基の浄化槽のうち、約15万基が未だに単独処理浄化槽である。生活環境を改善するため、合併浄化槽の普及促進は急務であることから、整備に対する助成を拡充すること。

（回答）

現在、県では、ダム集水域については水源環境保全・再生市町村交付金、それ以外の地域については合併処理浄化槽整備費補助金により、合併処理浄化槽の整備の推進を図っております。

県として、公共用水域の水質の改善のためには、早期に単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に転換する必要があるとの考えから、補助金の見直しを行い、平成21年度から新築時の補助を廃止し、対象を合併処理浄化槽への転換に特化することにより、一層の事業推進を図ったほか、単独処理浄化槽の撤去費を補助対象に加えるなど、転換の促進に向けた取組を進めております。

整備に対する助成の拡充について御要望をいただきましたが、現在の補助金総額で転換希望者のニーズに対応できていると考えられることや、厳しい財政状況のもと、緊急財政対策においてゼロベースからの徹底的な見直しを行うこととしていることから、御要望に対応することは困難であります。

保健福祉

（要望）

1 高齢者福祉の充実について

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域包括支援センターの体制を強化し、地域包括ケアシステムの充実を図り、高齢者の日常生活自立支援事業の実施に当たり、県社協や各市社協への十分な財源を確保すること。

平成27年度から国から市町村へ移管される予定の要支援制度において、市町村に費用負担を転嫁することがないように国に働きかけるとともに、地域における支援の受け皿を拡充するよう取組むこと。

また、急速な高齢化に対応するため、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づく老人福祉施設等の整備を着実に推進できるよう財政支援を強化するとともに、老朽化した施設の大規模修繕に対する支援を図ること。

さらに、介護職の処遇改善を推進し、福祉・介護人材の確保に努めること。

(回答)

県では、地域包括ケアシステムの推進を図るため、地域ケア多職種協働推進事業として、神奈川県地域包括ケア会議等の開催や、市町村・地域包括支援センターへの医師や看護師など専門職の派遣を実施しています。

また、日常生活自立支援事業については、判断能力が十分でない方が地域で自立した生活が送れるよう福祉サービスの利用援助や金銭管理等を行う事業であり、県社会福祉協議会が各市町村社会協議会に委託して実施しています。

本事業の利用者は年々増加しており、こうしたニーズに適切に対応できるよう、御要望の点については、平成26年度当初予算で充実を図ることとしました。

介護保険業務に係る市町村の事務や費用負担の軽減については、これまでも国へ要望しているところですが、予防給付の市町村事業化について、引き続き国の検討状況を注視してまいります。また、市町村に対し、元気な高齢者を介護予防の担い手とするボランティアポイント制度の普及を図るなど、地域における支援の担い手を拡充する取組を行っています。

なお、特別養護老人ホームの整備については、喫緊の課題として、「かながわ高齢者保健福祉計画」において計画的な整備促進を位置付けており、平成26年度当初予算においては、計画に基づく着実な整備を推進するため、必要な予算を確保しております。

老人福祉施設等の大規模修繕に対する補助制度については、厳しい財政状況のなか、限られた財源で整備目標の達成に向けた着実な助成を行っているところですので、現時点では困難であります。

また、福祉介護人材の確保に向けては、若年層が今後のキャリアパスを描くことができるよう、国が介護人材の養成体系を整理したところであり、この取組が一層促進されること、及び業務内容に見合った適切な給与水準が確保されるよう、介護報酬のさらなる充実を図るよう国へ要望しています。

(要望)

2 総合的な認知症対策の推進について

急増する「認知症」対策として、早急に認知症のケアシステムを充実させ、適切な認知症ケアを推進するため、専門的技術の研修による人材育成や、医療と介護が連携した地域の認知症支援ネットワークの構築を図ること。

また、「早期発見・早期治療」の体制づくりが重要なことから、認知症検診を促進し、認知症疾患医療センターの整備を早急にすすめること。

(回答)

認知症ケアシステムについては、「神奈川県認知症対策推進協議会」を設置し、県内市町村における認知症対策全般の推進について検討を進めており、また、適切な認知症ケアを推進するため、介護保険施設等の従事者に対し、認知症介護技術の研修を実施しています。

医療と介護が連携した地域の認知症支援ネットワークの構築を図るため、かかりつけ医、専門医療機関、介護サービス事業所等が相互に情報を共有するためのツールとして、「よ

りそいノート」を作成し、運用を開始しています。

認知症の早期発見、早期治療に向けては、認知症のチェックリストや相談窓口を掲載したチラシを関係機関に配布するとともに、かかりつけ医を対象として、認知症対応力向上研修を実施しています。

認知症疾患医療センターについては、二次保健医療圏に1か所ずつ整備することを目標としており、これまでに、県所管域に2か所、横浜市に1か所、川崎市に2か所、相模原市に1か所が設置されています。なお、平成26年度は、県所管域に3か所目の設置を予定しています。

(要望)

3 障がい者支援について

障がいのある人が地域で支援を受けながら自立した生活が送れるよう、「かながわ障害者地域生活支援推進プログラム大綱」に基づく施策のための十分な予算措置を行うこと。特に、障害者地域生活サポート事業への支援の強化をはじめ、障がい者の雇用拡大のために、障害者就業・生活支援センターにおける支援体制の充実を図ること。

また、重度障害者医療費助成制度について、これ以上の市町村に対する県の補助率の引き下げを行わないとともに、国の事業として拡充し、3障害全国一律で不均衡のない制度となるよう、国に働きかけること。

さらに、重症心身障がい者の長期入所施設の整備促進を図り、発達障害、高次脳機能障害、難病等の支援体制の強化を国に強く求めること。

(回答)

「かながわ障害者地域生活支援推進プログラム大綱」に示した方向性に沿って、障害者が安心して地域で生活し、その安定と定着を図るために必要な「基盤整備」、「しくみづくり」、「ひとづくり」を進めておりますが、今後も必要な人に必要なサービスを提供していけるよう、県の役割を踏まえながら、障害者地域生活支援施策の取組を推進してまいります。

障害者地域生活サポート事業については、現行制度を維持しつつ、平成26年度から神奈川県市町村事業推進交付金に移行しますが、障害福祉関係事業については市町村の必要額を確保しております。

障害者就業・生活支援センターは、国が就業支援のための職員配置を行い、県は、就業に伴う生活支援のための職員配置を行っております。平成24年度より、生活支援職員1名に加え、非常勤職員1名分の予算措置を行っており、平成26年度も引き続き維持してまいります。今後も、国と協力しつつ、障害者の就労支援体制の充実を図ってまいります。

重度障害者医療費助成制度については、平成26年度以降、「社会保障と税の一体改革」の議論の動向を見定めた上で、見直しを検討していくこととしておりますが、見直しによる県民、市町村への影響が大きいことから、慎重に検討をしております。

また、県では、国の責任において、身体・知的・精神の重度障害者等への医療費助成の統一的な公費負担制度を創設するよう要望しているところであり、今後も引き続き要望してまいります。

重症心身障害者の施設については、平成25年度に増床され、平成26年度以降、創設され

る予定であることから、県としては、施設間移行等の状況や県所管域の施設の活用状況等を確認しつつ、必要な対応について検討してまいります。

発達障害、高次脳機能障害の支援体制の強化については、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業として各種事業を実施しているところですが、国庫補助金の額が十分に確保されていないことから、「平成26年度国の施策・制度・予算に関する提案」の重点的提案項目として、必要な財源確保を国に要望しております。

また、個別的提案事項として、高次脳機能障害について、政令市においてもリハビリテーション機能を有する機関を支援拠点機関として位置付けること及び発達障害に対応できる小児科医、児童精神科医等の専門医の確保・養成の推進等を国に要望しております。

(要望)

4 少子化対策と母子保健の推進について

安心して子どもを産み、育てやすい環境を整えるため、妊婦健康診査の公費負担について、平成25年度以降は普通交付税措置を講ずることとなったが、恒久的な仕組みとして、地方の負担が生じないよう財政措置を行うことを国に求めること。

また、不妊症や不育症治療については、安心して治療を受けられるよう相談体制の充実、及び高額な治療費に対する助成の拡充を図り、医療保険の適用拡大を引き続き国に働きかけること。

さらに、県内各市で格差が生じている小児医療費助成制度において、県の補助率の拡大と、統一的な公費負担制度の創設を国に求めること。

(回答)

国は妊婦健康診査臨時特例交付金について、平成25年1月末の平成25年度政府予算案にかかる閣議決定に基づき、事業期間を平成24年度で終了することとして、これまでの補正予算に替わり、地方財源を確保し、地方財政措置を講ずることにより、恒常的な仕組へ移行したところです。

また、平成25年3月22日付け厚生労働省母子保健課長通知「妊婦健康診査の実施について」において、この考え方は明確に示されており、平成25年度政府予算において必要な財源措置は行われたものと考えております。

県では高額な治療費がかかる体外受精など特定不妊治療について、その経済的負担を軽減するため、平成16年10月から治療費に要する費用の助成を行っているところです。

国全体の少子化対策として、不妊治療に対する経済的支援を継続していくことは重要であることから、現在保険適用となっていない特定不妊治療についても医療保険の適用対象とされるよう、国に対して要望してまいります。

また、不育症治療に関しては、一部の治療に関して新たに保険適用となるなどの動きがありますが、検査や治療が可能な医療機関が限られていることや専門医が少なく、治療方法などの研究が十分には確立されておられません。

こうしたことから、県としては、不育症の研究や人材育成の推進について国に提案してまいります。

次に、小児医療費助成事業補助金については、子どもの健全育成と保護者の経済的負担軽減を図るため、実施主体である市町村に対して県が補助を行っており、国の「社会保障

と税の一体改革」の議論の動向を見定めた上で見直しを検討していくこととしておりますが、見直しによる、県民、市町村への影響が大きいことから、慎重に検討してまいります。

また、小児医療費については、子育て世帯など、その家族の経済的負担の軽減に寄与するため、国の施策として統一的な医療費助成制度を創設するよう、県として、「平成26年度国の施策・制度・予算に関する提案」において、国に対して要望しました。

今後も、国の制度として小児医療費助成制度を創設するよう、引き続き国に対して働きかけてまいります。

(要望)

5 産科・小児科及び救急医療の充実について

医師不足等によって救急患者の受け入れ困難や、県境を越えた病院までの搬送といった深刻な事例が発生し、また産科・小児科の閉鎖、縮小が懸念されている。二次救急医療機関の機能強化、医師・看護師確保への取組みが急務であることから、地域医療再生臨時特例基金の継続を国に働きかけ、地域医療体制の充実に努めること。

また、神奈川県では、助産所が周産期ネットワークに組み入れられていないため、緊急時にも嘱託医・嘱託医療機関を通さなければ、原則的に三次救急に搬送することができない。スムーズな搬送ができるように助産所も周産期医療ネットワークに組み入れること。

(回答)

救急医療体制については、地域医療再生基金の活用などにより二次救急医療機関の機能強化に向けた施設・設備等の整備や運営に対する補助を行うなど、医療提供体制の充実に努めてまいります。

医師確保については、県では平成25年8月に策定した「神奈川県地域医療再生計画」(平成24年度補正予算)で、医師の安定的な確保を図ることとしており、医学生への修学資金の貸付、研修プログラムの開発や医師派遣等を行う医科大学への助成など医師確保対策に取り組んでおります。

また、看護師確保については、県では民間看護師等養成施設への施設整備費や運営費への補助に加え、潜在看護職員に対する再就業支援、看護職員の離職を防止するための研修、院内保育所に対する助成、離職した看護師の潜在化防止等に取り組んでおります。今後も、就業看護師数の増加に向けて取り組んでまいります。

なお、周産期ネットワークに助産所を組み入れることについては、ハイリスク分娩の増加に伴い緊急に高次医療機関での対応が必要な事案が増加している現状を鑑み、関係医療機関等と相談しながら、今後のシステムの運用について検討してまいります。

(要望)

6 予防接種について

4月から定期予防接種化された子宮頸がん予防ワクチンについては、全国で重い副反応が報告され、厚生労働省は6月に接種の勧奨を一時中止した。本県においても医療機関から6件、保護者から13件の副反応が報告されている現状を重く受け止めて、県内の副反応の実態把握と情報提供、相談体制の整備に早急に取り組むとともに、安全性が確認

されるまでの接種の見合わせ、被害者の救済を国に強く働きかけること。

また、予防接種事業に係る費用については、国の責任において全額負担するよう求め、医療機関においてワクチン不足による支障が出ないように、安定供給できる体制の構築を国に求めること。

(回答)

県内の副反応の実態把握と情報提供については、医療機関からの報告書には、症状の概要について記載があり、保護者からの報告には、発症の経過などの記載により詳細な内容となっているため、県では、これらを通じて個々の状況は承知しており、県内の副反応等の報告数については、毎月ホームページで公表しております。

また、接種の見合わせ、被害者の救済を国に強く働きかけることについては、現在、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会で調査中ですので、その動向を見守ってまいります。

なお、予防接種事業に係る費用については、県は、国の責任において全額負担するよう国に要望を行ってまいりましたが、平成25年度からは、9割が普通交付税措置され、一定の財源保障がなされました。

平成25年7月の、風しんのワクチン不足の際には、国に対して安定供給できる体制を構築することを要望しております。

相談体制の整備については、専任の看護師などが医療に関する相談に応じる「医療安全相談センター」を設置しており、子宮頸がん予防ワクチン接種後の副反応についても、同センターで相談を受けていますが、専門的な知識が求められる場合は、厚生労働省研究班に参画し診療体制を整備している医療機関を紹介するなど、最大限の対応をしております。

(要望)

7 がん対策の推進について

がん検診の普及啓発を促進し、特に無料検診事業となっている子宮頸がん、乳がん、大腸がんの検診率の向上を図り、加えて口腔ガン検診の必要性を周知すること。

がん治療と並行した質の高い緩和ケアが実施されるよう、緩和ケア病棟の整備の拡充、人材育成に取組み、がん拠点病院と連携した地域の緩和ケア診療体制を構築すること。

また、がん患者や家族への精神面の支援として、がん相談支援センターの普及啓発に努め、がん拠点病院におけるピアサポートの拡充や、心のケアの専門家であるサイコロジストの活用積極的に取り組むこと。

さらに、11月に開院する新県立がんセンターにおいては、本県のがん医療の拠点として、重粒子線治療等の高度かつ先進医療を推進するとともに、患者の視点に立った安心して受けられる医療の提供に努めること。合わせて高額な重粒子線治療の保険適用を国に働きかけ、県独自の支援策も検討すること。

(回答)

県では、民間団体や企業との連携によるがん検診の受診勧奨やがん体験者によるがんの正しい知識の普及啓発のほか、県のたよりを活用したがん検診や大腸がん検診等の無料クーポン券事業の周知を行うとともに、喫煙により高まる口腔がんのリスクについて、受動喫煙防止のための普及啓発リーフレットの中で周知しております。

緩和ケアについては、従来より、緩和ケア病棟の整備や人材育成、地域の医療機関等の連携による在宅緩和ケアの推進に取り組んでおります。

また、がん相談支援センターの更なる普及啓発に努めるとともに、がん診療連携拠点病院におけるピアサポートの拡充に向け関係機関と調整してまいります。

さらに、がん患者やその家族への精神面のケアについて、精神腫瘍医（サイコオンコロジスト）の活用も視野に入れ、がん患者支援の充実について検討してまいります。

なお、県立がんセンターでは、平成27年12月の治療開始をめざして、重粒子線治療施設（i-ROCK）の整備を進めております。

治療開始に向けては、県、地方独立行政法人神奈川県立病院機構、放射線医療の専門家、患者側の方も含めた検討委員会を設け、治療に従事する人材の確保・育成、患者紹介に必要な他の医療機関とのネットワークの構築、治療費の決定、患者家族へのPRなどを総合的に検討し、取組を進めてまいります。

また、治療費の患者の負担軽減については、民間のがん保険の普及状況を勘案しながら、治療費の保険適用について、引き続き国へ要望してまいります。

（要望）

8 自殺防止対策について

県内で1,800人を超えていた自殺者が昨年度は1,600人へと減少に転じたとはいえ、高い水準で推移していることに変わりはない。地域の実態把握、早期対応のためのゲートキーパーの育成、「こころの電話相談」の拡充、うつ病やアルコール依存症等のハイリスク者への相談支援、対策強化モデル事業などの取組を検証すること。

また、地域自殺対策緊急強化基金の継続を国に求め、国や市町村と連携した更なる対策を推進しつつ、鉄道のホームドア等設置などのハード対策についても関係機関に働きかけること。

（回答）

県では、「地域自殺対策緊急強化基金」を活用し、「かながわ自殺総合対策指針」の重点施策に基づいて継続的に自殺対策に取り組んでおります。

取組の検証については、「自殺対策に関する庁内会議」において、自殺対策に関連する取組の評価を実施しているほか、地域自殺対策緊急強化基金事業実績報告において、相談者数やゲートキーパー養成研修参加人数等を国に報告し、国の「自殺対策検証評価会議」で検証が行われており、検証・評価報告を参考にしながら自殺対策の取組を進めております。

平成26年度についても、「地域自殺対策緊急強化基金」の延長が決定しましたので、継続して自殺対策を推進してまいります。

また、鉄道利用者の安全確保についてですが、基本的には鉄道事業者の責務との認識の下、県内全市町村等で組織する「神奈川県鉄道輸送力増強促進会議」を通じて、各鉄道事業者ホームドアの設置促進を要望しております。

なお、転落防止対策として有効なホームドア設置促進に向けて、利用者の多い駅のある政令市と連携し、平成26年度当初予算の新規事業で対応しております。

(要望)

9 地域福祉の推進について

障がい者・高齢者などの生活弱者が、住み慣れた町で安心して自立した生活を送るために、相談窓口の拡充、市民後見制度の育成支援など後見制度の更なる普及に取り組むこと。また、昨今の後見制度の問題点に対して真摯に向き合い、課題解決に一層取り組むこと。

将来に向けて急増が懸念される生活保護費については、市町村の負担軽減のために、生活保護負担金の一層の国庫負担充実を国に対して強く要望すること。

(回答)

県では、障害者・高齢者等が住み慣れた地域に安心して自立した生活を送れるよう、「成年後見制度」の利用促進を図るための拠点として、平成22年度に「かながわ成年後見推進センター」をかながわ県民センターに設置し、市町村の成年後見相談窓口の設置や運営等に対して様々な支援を行っております。

また、市町村の事務とされている市民後見人の養成については、平成24年度から各市町村と協働し養成研修を実施しているほか、市町村社協による法人後見の実施に向けた支援を行っております。

なお、生活保護費の国と地方の負担割合については、保護の実施責任を担う地方の立場から国と地方の役割分担のあり方も含め十分な議論が必要であると考え、現行の国庫負担割合の引き下げを牽制しつつ、今後も引き続き、十分な議論が図られるよう国に働きかけてまいります。

(要望)

10 海水浴場における健全な海の家営業について

近年の海の家における夜間営業やクラブ化、それに伴う騒音や風紀の乱れ等の問題が社会問題となっている現状を踏まえて、県は5月に海を家のガイドラインを制定し、海水浴場組合はこれに基づく自主ルールを作成した。しかし、今夏も海水浴場における犯罪が発生するなど、子どもが安全に遊べる海岸とはいいがたい。

海岸管理者や警察等の関係機関と連携しながら、来夏に向けて「神奈川県海水浴場等に関する条例」の見直しも視野に、夜間営業やクラブ化、騒音問題、ごみの散乱等の規制に取り組むとともに、危険な走行を繰り返すジェットスキーへの対策を講ずること。

また、海水浴場における喫煙場所以外での喫煙禁止の条例改正から3年が経過したが、歩行喫煙の減少に至ってはいない。たばこのポイ捨て禁止の普及啓発、更なる取組みの強化を図ること。

(回答)

海水浴場における海を家の課題に関して、県は、平成25年度は海水浴場組合の自主的な取組を促すためにガイドラインを作成し、シーズン中は県警察、市町等と連携してパトロールを行い、また、シーズン終了後は平成26年度に向けた課題の整理と今後の対応を検討してきました。

その結果、依然として課題である海を家のクラブ化や騒音対策などについては、ガイドラインを見直した上で、全組合が今シーズンの当初からこうした項目を自主ルールに規定

し、遵守するよう、新しいガイドラインを平成26年1月に示しました。

一方、音楽イベントの開催など海の家営業のあり方などは、観光振興やにぎわいの観点からも検討する必要があります。また、昨シーズン、課題が顕著になった利用者の刺青・タトゥーの露出、飲酒によるトラブルなど、マナー・風紀の問題は規制の是非やあり方を慎重に検討する必要があります。

そこで、こうした課題や、水上オートバイ、ゴミの放置で問題となっているバーベキューなど、海岸利用全般の問題について幅広く検討するため、平成26年3月までに法律や音楽などの有識者、地元の方々、市町、組合からなる検討会を設置して、幅広く議論した上で、平成26年9月頃には県への提言をまとめていただく予定です。

県は、検討会からの提言を受け、県と沿岸市町で設ける協議の場において、平成27年度に向けた具体的な対応方針を平成26年12月までに取りまとめてまいります。

「かながわの海水浴場では、喫煙場所以外では喫煙してはいけない」というルールの普及啓発に当たっては、関係市町や海水浴場設置者、海水浴場組合連合会など関係団体等を構成員とする「神奈川県海水浴場たばこ対策推進協議会」の場において、それぞれが役割分担をしながら、連携・協力して、取り組んでおります。

今後も、県、市町、海水浴場設置者、関係団体等それぞれが持っている既存の広報手段や媒体を最大限に活用しながら、効果的・効率的な方法でルールの周知・定着を推進してまいります。

(要望)

11 災害対策について

県は、東日本大震災における検証等を踏まえ、今後発生が予想される大規模災害に備え、県民の生命と健康を守るための医療救護体制と活動内容を明らかにするため、改訂した「神奈川県医療救護計画」を踏まえて、災害時に中心的な役割を担う災害拠点病院（神奈川DMA T-L活動拠点本部）において耐震化の促進を図るとともに、災害拠点病院並びに県・郡市医師会への衛星電話の整備を推進すること。

また、災害時における病院に対する非常用電源の燃料供給体制の確保に努めること。

さらに、災害時の透析医療の確保について、昨年改正された「災害時透析患者支援マニュアル」を市町村や透析施設に周知し、近隣都県との連携強化を図り、支援体制を確立すること。

歯科診療についても、介護基盤緊急整備等臨時特例基金の継続を国に求め、訪問診療の施策充実と災害対応型歯科ポータブルユニットの未整備地区への整備を拡充すること。

(回答)

県では、医療施設耐震化臨時特例基金により医療施設耐震化施設整備事業を実施し、医療機関の耐震化整備を進めており、また、地域医療再生臨時特例基金により医療施設発電設備設置事業を実施し、医療機関の災害時における機能強化を図っているところです。

災害時にも適切な医療提供体制が維持できるよう今後も関係部局間で連携しながら整備を実施してまいります。

衛星電話については、平成25年度当初予算において、災害拠点病院、県医師会、郡市医師会が緊急・災害時に円滑な連絡手段を確保できるよう、衛星電話の整備に係る費用に対

し、助成を行っております。

また、災害時において災害拠点病院における医療機能が確保できるよう燃料確保に努めてまいります。

災害時透析患者支援マニュアルについてですが、県では平成24年9月に同マニュアルを改定し、県内市町村及び透析施設に配布するとともに、透析施設の神奈川県救急医療情報システムへの登録を進めております。

今後とも関係機関と協力しながら、様々な機会を活用し、当該マニュアルが十分に浸透するよう努めてまいります。

また、大規模かつ広域的な災害が発生した場合、県内の透析施設では対応できないことも想定されることから、近隣都県の担当部署との情報交換を行ってまいります。

引き続き、実効性のある災害時透析患者支援体制づくりを進めてまいります。

最後に歯科診療についてですが、平成23年度、介護基盤緊急整備等臨時特例基金を活用し、高齢者等口腔ケア推進事業において、6台の訪問歯科診療用自動車と横浜市歯科医師会、川崎市歯科医師会、横須賀市歯科医師会、鎌倉市歯科医師会に対し、歯科ポータブルユニットの整備に要する経費の補助を行っております。介護基盤緊急整備等臨時特例基金の神奈川県地域支え合い体制づくり事業費補助金については、地域の支え合い活動の立ち上げ支援事業の位置付けで、既に実施している事業については、交付の対象としておらず、継続は困難です。

今後とも、神奈川県高齢者等口腔ケア推進事業費補助金要綱に基づき、訪問歯科診療用自動車を活用していただき、高齢者等の口腔ケアを推進してまいります。

(要望)

12 神奈川県緊急財政対策における補助金及び県有施設の見直しについて

福祉関係補助金の見直しについては慎重に検討すること。

また、平成25年2月、県の緊急財政対策の中で、保健福祉事務所の再編が提案され、県内9か所の保健福祉事務所のうち、4か所（大和、三崎、足柄上、秦野）を支所化し、5本所4支所体制に整備する。再編にあたっては、県内の公衆衛生の取組みを弱体化させないとともに、将来的な支所廃止を行わないこと。

さらに、県立障害者施設のあり方については、利用者の立場に立って慎重に検討し、障がい者が安心して医療福祉サービスを受けられる体制を講ずること。

(回答)

福祉関係補助金については、関係団体及び市町村と調整を図りながら、見直しを進めております。

また、保健福祉事務所の再編についてですが、今回の再編はあくまでも県費の効率的利用という観点から、社会状況の変化を踏まえ、集約化できるものは集約化するという考え方にに基づき進めているものです。

再編を進めるにあたっては、公衆衛生の取組の弱体化や住民サービスの低下を招くことのないよう配慮しております。

なお、当面、更なる組織再編は考えておりません。

最後に、県立障害福祉施設のあり方については、外部有識者による「県立障害福祉施設

等あり方検討委員会」において運営のあり方を検討し、平成26年1月に検討結果報告書が提出されましたので、これを踏まえ、今後の方向性を決定した上で、必要な検討を行ってまいります。

(要望)

13 8020運動推進員の活用について

8020運動推進員は、平成23・24年度の修了者で500人を超えている。これらの人材が今後、口腔機能向上の普及啓発等、地域において自主的な活動を行うにあたり、各保健福祉事務所が支援体制の整備（育成研修の実施等）を行うことになっている。地域の歯科専門職（歯科医師会、歯科衛生士会等）と連携しながら、正しい知識の普及啓発を推進すること。

(回答)

8020運動推進員になられた方に対する活動を支援するための育成研修については、各保健福祉事務所において実施しており、平成24年度は、9保健福祉事務所で31回実施し、315名の参加がありました。

推進員の支援体制の整備については、各保健福祉事務所に設置しており、地域の歯科医師会や歯科衛生士会に参加いただいている「歯及び口腔の健康づくり推進委員会」において御意見を伺いながら進めており、今後も、連携を図りつつ取り組んでまいります。

(要望)

14 看護師等の免許証交付の改善について

看護師国家試験は、毎年2月に試験、3月下旬に合格発表となるが、看護師免許証の交付については、申請手続から登録完了まで約1ヶ月を要するため、その間は就業できるものの看護師としてカウントされず、「入院基本料」などの算定要件を満たせない。

また、理学療法士、作業療法士等の国家資格についても、その多くは3月に合格発表がなされるため、免許証交付に関して同様の問題があり、診療報酬上の施設基準を満たす上での困難要因となっている。

根本的解決のため、3月中の申請分は免許証交付日を4月1日とするよう、国に働きかけること。

(回答)

年度末から年度当初に発生する新人看護師等の新規免許申請手続きについては、県・市ともに迅速な事務処理に努めているところですが、申請量が膨大なため、保健所等の窓口での受付から国による看護師籍（名簿）登録までに一定の時間を要しています。

こうしたことから、県では国に対して、保健所等が看護師免許申請書を受理した日を看護師籍（名簿）への登録日とするなど、柔軟に対応するよう見直しの提案をしたところ、審査により免許が付与されないケースもあるため、申請書を受理した日や国の審査終了以前の日を交付日とすることは、適法ではないとの回答がありました。

県としましては、引き続き申請に係る事務処理の迅速化に努めるとともに、保健所等の事務処理が迅速に進むよう情報提供など支援してまいります。

産業労働

(要望)

1 中小企業高度化促進支援について

県内の倒産件数及び負債額の減少など中小企業にとって環境の変化が見えつつある。中小企業者間の集団化・共同化及び協業化等に対して、積極的な対応が必要である。中小企業が産業構造の変化に対応できるように、中小企業と大企業の連携を強化するとともに、新たな相模ロボット産業特区など、地域活性化特別区域が及ぼす経済的、社会的効果を鑑み、中小企業の技術の高度化に向けて支援措置や事業を確実に実施すること。

(回答)

県内に研究拠点をもつ大企業、技術力のある中小企業、理工系大学の立地・集積を生かし、県内の産学公技術連携を促進する「神奈川R&Dネットワーク構想」を推進するほか、中小企業の優れた技術を最適に組み合わせ、生活支援ロボット等を最短期間で作り出す「神奈川版オープンイノベーション」も含め、「さがみロボット産業特区」等の取組をさらに充実して進めていくことにより、中小企業の技術力向上と競争力強化を図ってまいります。

(要望)

2 中高年齢者と若年者の就職支援について

中高年齢者の就職支援として、働く環境整備の促進・確保がされるように企業への指導を徹底すること。

若年者の就職支援においては、新卒未就職者等人材育成事業が一定の成果を見せてはいるが、若年層における非正規雇用者の割合は依然として高く、引き続き正規雇用に結びつけるための人材育成事業や就職支援プログラム事業の推進を図ること。

また、求職者と企業の雇用のミスマッチを解消し、雇用拡大へ繋がるよう更なる施策を講じること。

(回答)

中高年齢者の就職支援については、「シニア・ジョブスタイル・かながわ」においてキャリアカウンセリングなどの就職支援を行っております。平成24年度からは国との協定に基づき国と一体的な運用に取り組んでおり、平成26年度においても引き続き中高年齢者の特性を踏まえ、効果的なマッチング支援を推進してまいります。また、かながわ労働センターが行っている労働相談や企業訪問事業のなかで、高年齢者の雇用環境の整備や改正された高年齢者雇用安定法等の普及啓発に努めております。

若年者の就職支援については、「かながわ若者就職支援センター」において国のハローワークと連携して一体的な就職支援サービスを提供しております。さらに、平成24年度から採用意欲の高い中小企業と若年者の雇用のミスマッチの解消を図るため、若年者就職支援プログラムを実施しており、平成26年度も引き続き雇用のミスマッチの解消に努めてまいります。

なお、人材育成事業については、その財源である緊急雇用臨時特例基金の平成26年度のスキーム変更策を踏まえて検討を進めてまいります。

(要望)

3 女性の多様な働き方と就労支援について

県内の女性の30代の就業率が、全国でワースト2位である状況を踏まえ、その要因の改善に取組み、地域経済の活力を維持していくために女性の活躍を県として積極的に支援すること。社会や企業の意識の改革を推進するとともに、女性の就労継続を支援するため、家庭と企業の調和、労働条件の見直し、育児・介護時の就労の環境整備など、多様な働き方についての在り方を模索すること。

また、女性の再就職支援として、県をはじめとする自治体と神奈川労働局が役割分担し、「マザーズハローワーク」等の拡充を図ること。

(回答)

県では、誰もが働き続けやすい職場環境を整備するため、個別企業への専門アドバイザーの派遣や、企業の担当者を対象としたセミナー・交流会の開催などにより、ワーク・ライフ・バランスを促進するとともに、女性の起業を支援するなど、様々な働き方の実現に向けた取組を進めています。

また、職業紹介機能を持つ国と連携して、女性の就業支援に向けた一体的な取組を進めており、平成24年7月から、子育て中の女性にとって利便性の高い「マザーズハローワーク横浜」において、女性のための労働相談を開始したことに加え、平成25年4月からはキャリアカウンセリングを開始し、女性の就業支援の強化に努めています。

さらに、女性の活躍を促進するため、女性が開発に貢献した商品を「神奈川なでしこブランド」として認定し、女性の活躍の効果を具体的にPRする事業を開始しました。

平成26年度においてもこうした取組を継続して実施し、女性の就業を支援してまいります。

(要望)

4 障がい者雇用の促進について

障害者雇用促進法の改正に伴い法定雇用率が1.8%から2.0%に引き上げられ、精神障害者の雇用についても平成30年から義務化の動きとなっている。「福祉から雇用」に向けたこの機会を捉えて、法改正による中小企業への雇用拡大をはじめ、企業への指導・啓発を強化すること。

また、雇用率の改善に当たっては、障がい者の離職率が高いことを踏まえ、離職の要因を分析・解消するなど、働き続けられる環境整備を行い、就労後の定着支援も積極的に図ること。

(回答)

神奈川県障害者就労相談センターでは、平成25年度より3名から5名に増員した職域拡大担当員が企業を戸別訪問し、障害者を受け入れるための業務の提案などを積極的に行い、企業に対するきめ細かな支援をしております。

また、企業の人事担当者等を対象に、「障害者雇用対策セミナー」、「障害者雇用企業見学会」を開催しております。

さらに、労働団体、使用者団体及び行政機関で構成する「神奈川県障害者雇用推進連絡

会」の取組として、企業への戸別訪問による障害者雇用の働きかけを実施しております。平成25年度は法定雇用率未達成の従業員500人未満の中堅・中小企業を対象に実施しております。

職場定着支援としては、知的障害者を5人以上又は精神障害者を2人以上雇用し、職場指導員を設置する中小企業を対象とした「知的・精神障害者職場指導員設置費補助」や「障害者就労フォローアップ支援事業」において、自社が雇用する障害者の職場定着を担う「企業内育成型ジョブコーチ」の養成研修を行っているところです。

また、平成26年度から障害者の身近な地域において就業支援を行う「障害者しごとサポーター」を13名から18名に増員し、職場定着支援を強化してまいります。

引き続き、こうした取組を積極的に進めてまいります。

(要望)

5 パワーハラスメント対策について

平成24年度に神奈川労働センターに寄せられたパワハラ相談件数は、この3年間で3倍に増加しており、職場の環境悪化への早急な対策が必要である。本年3月に作成したパワハラ対策マニュアルの作成をきっかけとして、労働センターの機能の充実や民間の相談機関との連携も含め、安心して働き続けられる職場環境の整備を図ること。

また、同時にマニュアルがより多くの中小企業の経営陣の手元に渡り、活用されるよう、県内法人と関わりのある窓口での業務と連動させるなど、周知徹底の効率化も併せて図ること。

(回答)

パワーハラスメント問題は、ここ数年来増加を続けている労働相談項目であり、県としてもこれに係る労働相談があった場合は、速やかに状況を把握し、適切なアドバイスを行うことに努めております。

具体的な対応として、平成25年度においては12月2日から6日までの期間を「職場のハラスメント相談強化週間」として設定し、職場のハラスメントの未然防止、解決促進のために「労働相談ホットライン（パワハラ110番）」を設置するなど、通常の労働相談業務に加えて弁護士及びカウンセラーを配置した特別な体制で労働相談に応じております。

また、県が作成した「パワハラ対策マニュアル」の普及については、県主要機関及び市町村への配架をはじめ、当該マニュアル作成に先立つアンケート等で協力を得た企業・事業所や県内の使用者団体及び労働者団体等に広く配布したほか、各種労働関係団体の広報誌への掲載、県が中小企業の労働条件等の実態把握とともに労働環境の改善を図るため実施している「労働環境改善訪問事業」や「街頭労働相談会」などで積極的に配布しています。

このほか、使用者団体等からの依頼を受け、当該マニュアルの効果的な活用方法の促進を図るため積極的に講習を行うなど、様々な機会を捉えて普及啓発に努めております。

さらに、平成26年度については、パワハラに対する取組が遅れている中小企業に向けて、パワハラ対策の専門家をアドバイザーとして派遣する事業を実施し、企業のパワハラ対策の取組を支援してまいります。

(要望)

6 「さがみロボット産業特区」の取組みの推進について

本県は、さがみ縦貫道路の全線開通を契機として地域経済の活性化を図るため、生活支援ロボットの実用化を通じた「さがみロボット産業特区」の取組みを進めている。国の規制緩和の推進を図るとともに、県版特区の更なる取組みや対象の拡大を図ること。そして産業集積の促進を進め施策の更なる推進を図ること。

(回答)

県では、「さがみロボット産業特区」の取組として、規制緩和等に係る国との協議を行うとともに、生活支援ロボットの実証実験等を実施しております。

取組の推進に当たっては、中小企業をはじめとする各機関がもつ資源を最適に組み合わせ、最短期間で商品化まで到達させる神奈川版オープンイノベーションによる支援などに加え、平成26年度には、生活支援ロボットの開発・実用化を促進するため、製品の信頼性を評価する機器の整備や県有施設を活用した実証実験の場の提供などを行うこととしました。

また、特区の推進組織である地域協議会に「産業集積促進部会」を設置し、県・地元市町が連携した効果的な企業誘致方策の検討や、県自らが規制緩和を行っていく「県版特区」の具体化を進めております。

平成26年度は、県内外の企業に特区への立地を働きかける知事トップセミナーの開催等、更なる取組の強化を行います。

さらに、「インベスト神奈川2ndステップ+（プラス）」等により、県内への企業誘致を積極的に展開してまいります。

(要望)

7 ものづくりへの総合的支援について

ものづくりは我が国の重要な産業であり国力といっても過言でない。本県産業においても製造業が多くを支えている。企業においては技能の伝承の為の人材育成は避けては通れないが、若者の製造業離れは著しく、後継者不足が大きな課題となっている。県としては、中堅若手技術・技能者向けの「かながわものづくり継承塾」で熟練の技術・技能を伝承するなど一定の取組みがなされ、平成25年4月には新たに西部総合職業技術校も開校されたところである。本県においては、こうした新たな施設等を十分に活用し、次代を担うものづくり人材の確保に向け更なる取組みを講じること。

(回答)

若者のものづくり離れが危惧される中、県では、小学生を対象とした「ものづくり体験教室」の開催、中学生・高校生のものづくりへの理解促進・職業意識高揚を図るため「手工業系技能者職場体験事業」への支援、また、23歳以下の若者が参加する技能五輪全国大会参加選手の育成・支援など、次代を担うものづくり人材の確保につなげる取組を実施していくとともに、技術・技能を競い合う技能コンクールの開催を引き続き支援するなど、県のものづくりを支えてきた優れた技術・技能の継承を図ってまいります。

また、平成25年4月に西部総合職業技術校が開校し、東西の職業技術校と産業技術短期大学校による新規学卒者や求職者の職業能力開発の推進体制が整ったことにより、今後は

これらの施設において、企業のニーズに応じた「ものづくり人材」の育成を推進するとともに、西部校の開校により受講機会の充実を図った「かながわものづくり継承塾」を今後も東西地域で実施していくことで、製造業に従事する中堅若手の技術・技能者のスキルアップを支援し、企業のものづくりに携わる後継者育成の支援を行ってまいります。

(要望)

8 地域振興事業の安定的・継続的な実施について

地域経済のエンジンを回すには、県企業数の99%、雇用の75%を占める中小企業の振興が重要である。そのために、県内中小企業の経営力向上と地域課題解決等が更に行われるよう地域振興事業を安定的・継続的に実施すること。

(回答)

中小企業を取り巻く環境が厳しい状況にある中で、地域の実情に精通し、地域課題の解決に向けたきめ細かなサービスを提供できる商工会議所の役割は重要なものとなっております。

平成26年度の補助事業については、同事業の効果検証の結果を踏まえ、所期の目的を達成した事業を除き、専門相談事業等必要性の高い事業に対して充実強化を図るなど対応を行いました。

(要望)

9 次世代自動車、超小型モビリティの普及促進について

世界のエネルギー需要の急増に対応するとともに、高齢者を含むあらゆる世代の移動手段を支援するため、ハイブリット車、電気自動車、超小型モビリティ等、環境対応車の普及を促進させ、新たな需要創出による国内自動車市場の活性化を図ること。

(回答)

地球環境問題及び資源制約に対するグローバルな関心の高まりから、自動車分野においても、更なる燃費向上、CO₂の削減、燃料の多様化及び次世代自動車の本格的な市場導入への要請が強まってきているとともに、次世代自動車を巡る国際的な競争も激化してきています。

こうした中で県では、これまで環境性能の高い電気自動車（EV）の普及促進を図るため、普及推進方策を策定し、各種の施策に取り組んできた結果、「2014年度に県内EV 3,000台」という目標を2年前倒しで達成いたしました。

今後は、EVと併せて、EVと同じく走行中に排出ガスを出さない燃料電池車（FCV）についても、産業界と連携して普及促進を図ってまいります。

また、国は、超小型モビリティの普及促進を図るため、平成25年1月に簡便な手続きで公道走行が可能となる、新たな認定制度を創設しました。

県は、同制度を活用し、超小型モビリティを使用した取組について平成25年6月に認定を受けました。この取組はUR都市機構が県及び日産自動車株式会社と協力のうえ、横浜市内及び横須賀市内のUR都市機構の賃貸住宅（団地）巡回管理業務用車両に超小型モビリティを導入し、平成26年3月までの予定で運行を行うものです。

今後こうした取組を支援していくとともに、複数の会員による自動車の共同利用（カ

ーシェアリング)、観光地での利用、高齢者に対応した交通施策への活用などについても、可能性を探っていきます。

さらに、平成25年4月に、平成32年度までに県内全域における二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気環境基準を確保することを目標とする「神奈川県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画」を策定しましたが、目標達成のための施策のひとつとして「低公害車の普及促進」を挙げております。

具体的には、大気汚染防止法に基づく新車に係る排出ガス規制値よりも一定割合以上排出ガスを低減させた自動車について九都県市で低公害車として指定するとともに、荷主が物品等を配送する運送事業者等に対して低公害車の利用を求める「グリーン配送」等の取組を推進してまいります。

県土整備

(要望)

1 大規模災害に対する対策の強化について

災害発生時における緊急輸送道路や橋梁・港湾等の整備、避難場所となる都市公園の防災上の整備や港湾における避難施設、沿岸部にある急傾斜地崩壊防止施設に避難階段の整備促進を図ること。

また、防潮扉や津波避難タワー等の有効性を早急に検討し対策を図ること。

(回答)

緊急時において緊急輸送道路となる道路、橋梁等については、整備促進を図ってまいります。

県が管理する葉山港、湘南港、大磯港及び真鶴港については、災害発生時の緊急物資及び避難者の輸送のための耐震強化岸壁の整備が完了しております。

また、港湾における避難施設の整備については、喫緊の課題として「かながわグランドデザイン」に位置付け、平成26年度までに、湘南港、大磯港及び真鶴港に設置してまいります。

広域避難地等に指定されている11の県営の都市公園など、防災上重要な公園については、市町村とも連携して防災機能の点検を行い、トイレや太陽光発電施設などの必要な防災機能の充実を図るとともに、支援物資の備蓄については、避難用の物資の備蓄を担う市町村と今後調整してまいります。

11公園以外の公園については、公園の特性や立地状況を踏まえ、市町村と広域避難地等への位置付けに向けて調整してまいります。

急傾斜地崩壊防止施設を利用した津波避難階段の整備については、平成24年度から取り組んでおります。

また、県では、概ね数十年から百数十年に一回程度発生する規模の津波に対して、内陸への侵入を防ぐ堤防など施設整備を進めることを基本とし、この考え方にに基づき、現在、海岸ごとの計画堤防高の設定を進めているところであり、今後、堤防の構造検討に着手します。

その際、防潮扉の設置については、通路の管理者である市と連携して、検討してまいり

ます。

(要望)

2 放射性物質を含む下水道汚泥の保管について

放射性物質を含む下水道汚泥について県及び市町村の下水道処理場では、徐々に再利用するため搬出が再開されているが、未だ保管に苦慮している自治体もある。早期に安全に搬出できるよう受け入れ側との調整を進めるとともに、最終処分地の確保を国へ働きかけること。

(回答)

県管理の下水処理場で保管している放射性物質を含む下水汚泥焼却灰については、早期に搬出できるよう、受け入れ側との調整等を進めてまいります。

また、「国の責任で最終処分場を確保すること」などについて、「平成26年度国の施策・制度・予算に関する提案」で要望しており、引き続き、他の自治体と連携を図りながら、国に働きかけてまいります。

(要望)

3 治水対策について

昨今のゲリラ豪雨における浸水被害が基礎自治体から訴えられていることから、治水対策としての河川整備を引き続き進めること。特に、相模川については整備率が低いことから、早期に整備促進を図ること。

(回答)

県では、過去の大雨で水害が発生した河川や都市化の進展が著しい地域を流れる18河川について、平成22年3月に策定した「都市河川重点整備計画」(新セイフティリバー)に位置付け、重点的に整備を進めています。今後も引き続き整備に努めてまいります。

相模川は、100年または150年に一度の降雨に対応できるよう、堤防や護岸の整備を進めています。神川橋から上流の県管理河川については、平成24年度末時点で、約7割の整備率となっており、現在、特に川幅が狭い海老名市の河原口地区で、さがみ縦貫道路の整備にあわせて、堤防工事を進めています。

河口から神川橋までの国管理区間については、堤防整備の促進を引き続き国へ要望してまいります。

(要望)

4 海岸の保全について

「相模湾沿岸海岸侵食対策計画」に基づき各海岸の対策を実施し、県民や沿岸市町から広く意見聴取している。その意見を踏まえ養浜対策の拡大を図ること。

また、山・川・海の連続的な土砂の流れを捉えた総合的な対策を具体化し県民に公表すること。

(回答)

県では侵食が進む相模湾沿岸の海岸において、平成23年3月に海岸ごとに養浜を主体とした侵食対策計画として「相模湾沿岸海岸侵食対策計画」を策定し、各海岸に適した対策

を実施しております。

実施に当たっては、「山・川・海の連続性を考える県民会議」を開催し、県が進める侵食対策について、県民の方々から広く意見を伺うとともに、茅ヶ崎海岸などでは、地元住民、海岸利用者、漁業者等で構成する協議会を開催し、意見を伺っております。

併せて、沿岸市町からも意見をいただいております。

また、山・川・海の連続的な土砂の流れを捉えた総合的な対策は、中長期的に取り組む必要があるため、国や他県と連携を図りながら、砂防、河川、海岸などの各管理者が、良好な河川・海岸環境等を目指して、必要な対策に取り組んでまいります。

さらに、二級河川酒匂川水系における総合的な土砂管理のため、平成25年3月に「酒匂川総合土砂管理プラン」を策定し、推進しております。

(要望)

5 京浜臨海部における交通基盤の整備について

国際戦略総合特区制度の活用も含めた県臨海部の一層の整備と伴う連絡道路の設置を空港周辺関係自治体と連携して推進すること。

また、特区间連携検討会において、連絡道路が連携を支えるインフラとして位置付けられるよう対策を講じること。

(回答)

京浜臨海部における交通基盤の整備については、国と羽田空港周辺の関係自治体が一堂に会して話し合う「羽田空港を活用したまちづくり懇談会」で、「空港周辺アクセス」等についても議論することとしておりますので、連絡道路についても、早期具体化を図るよう、国の主体的な取組を求めてまいります。

また、「特区间連携検討会」においても、事務局である内閣官房をはじめ、関係自治体と検討を進めてまいります。

(要望)

6 リニア中央新幹線の整備促進について

中間駅の建設費負担・駅誘致地区の決定等を経て、今後は周辺環境整備が重要となる。環境影響評価を受け、県立相原高等学校の移転を含め周辺まちづくり整備に向けた取組みの推進をより一層図ること。

(回答)

平成24年9月、東海旅客鉄道株式会社（JR東海）は、環境影響評価準備書を公表し、その中で、県立相原高等学校の敷地内に、リニア中央新幹線神奈川県駅を設置することを明らかにしました。

これを受け、県立相原高等学校については、「職業能力開発総合大学校相模原キャンパス跡地」へ移転する方向で、関係者と具体的な調整を進めております。

また、駅周辺のまちづくりについては、その主体となる相模原市が検討委員会を設置し、県も参画する中、土地利用や周辺道路との交通ネットワークのあり方などについて検討を進めているところです。

県としても、検討委員会の場合などを通じて、「北のゲート」にふさわしい、誰もが降り

たくなる駅、魅力あるまちづくりに向けて、関係者とともにも検討を進めてまいります。

(要望)

7 広域交通網の一体的整備について

圏央道・新東名高速道・国道246号バイパス（厚木秦野道路）など新たな骨格を形成する道路網の整備が進められる中、新幹線新駅設置誘致や東部方面線などの鉄道網と合わせた広域交通網の整備は、県域発展のために極めて重要であることから、より一層の促進を図ること。

また、ツインシティー構想の実現の有効性を考慮し、具体的な取組みを進めること。

(回答)

道路網や鉄道網といった広域交通網の整備については、今後とも、県の交通施策の基本的な方向を示す「かながわ交通計画」に基づいて、取り組んでまいります。

また、ツインシティーと周辺地域のアクセス整備については、「ツインシティー整備計画」に基づき、圏央道・新東名高速道路などの自動車専用道路の整備状況やツインシティーの都市づくりに合わせて取り組んでまいります。

(要望)

8 地籍調査の推進について

東日本大震災後の復旧・復興の進捗に大きな差が出るなど、地籍調査の必要性・重要性が改めて見直された。本県では平成24年度からの10か年で津波被害が想定される相模湾沿岸部を緊急重点地域として集中的に調査を行うことになったが、平成24年度現在の進捗率は、緊急重点地域10%、県内全域においては13%にとどまっている。

そこで津波被害想定重点地域への調査を積極的に推進し支援すること。

(回答)

県では、大規模災害への備えとして、平成24年度に緊急重点地域地籍調査事業を立ち上げました。地籍調査の成果は、大規模地震等の大規模災害後の早期復旧・復興に大きく貢献することから、調査の推進は大変重要であると認識しております。県としては、今後も、大規模地震発生時に津波による被害が想定される緊急重点地域における地籍調査を働きかけるとともに、未着手・休止中の市町の着手・再開に向けた取組を積極的に支援してまいります。

(要望)

9 県営住宅ストック総合計画の早期実現について

この度、県営住宅についての基本的な方針を定めたストック総合活用計画が改正されたが、これまでは厳しい県の財政状況から、計画に位置付けられた取組みがなかなか進んでいない。老朽化や入居者の高齢化に対応する為、様々な手法を活用しながら、県営住宅の建替えや個別の修繕について、早期に実現できるよう取組むこと。

(回答)

県営住宅の建替えについては、建物及び設備の劣化や着手の優先順位を総合的に判断した上で、法規制や関係機関、入居者、近隣住民との調整状況を勘案し、計画的に事業に着

手してまいります。

また、維持保全のために行う修繕工事については、住棟ごとの耐用年数や劣化の状況等について検証し、計画的に実施してまいります。

(要望)

10 公共建築物の点検等に係る災害協定締結業者を対象とするインセンティブ発注について

本県では出先機関と災害協定を締結している業者を対象とする条件付き一般競争入札を実施しているが、公共建築物に係る地震時の点検等に協力する業者は除外されている。地震災害時における協力活動を評価し、本協定による災害協力企業を対象とする条件付き一般競争入札を導入すること。

(回答)

県内建設業者の健全育成を図るため、県内に本店を置き所長と災害協定を締結している団体への加入者等を対象とした条件付き一般競争入札を実施しておりますが、「神奈川県公共建築物に係る地震時の点検等の協力に関する協定」は、地震発生時に点検等を行っていただくものであり、日常的な活動を行っていないため、インセンティブ発注の対象工事とはしていません。

なお、平成24年度については、社会貢献企業（東日本大震災の際に県有施設の点検等に出勤した企業）及び優良工事施工業者を対象に建築工事においてインセンティブ発注を試行的に実施しました。

(要望)

11 急傾斜地対策について

急傾斜地崩壊危険箇所指定されているのは2,511箇所、平成24年度末の整備率は50%となっている。県は整備率を毎年1%ずつ増やすことを目標としているが、近年のゲリラ豪雨が頻発する現状を勘案すれば整備促進は急務である。これまで以上のスピードで崩壊対策事業を促進すること。

(回答)

急傾斜地崩壊対策事業を促進するため、公共事業の工事採択基準の緩和について、予算要望時等に国に対して働きかけを行っておりますが、全国的には、まだ整備水準が低いことから認められておりません。県としては今後も引き続き、機会あるごとに要望してまいります。

また、5m以上、10m未満のがけについては、県単独事業において実施しており、今後も地元の御協力をいただきながら、危険度の高い箇所から工事を実施してまいります。

文教

(要望)

1 まなびや計画の推進とさらなる充実について

県立高校及び特別支援学校における耐震化率は、平成25年4月現在県立高校64.4%、

特別支援学校82.5%の達成率となり、前年度よりは若干上昇しているが、学校の耐震化の推進は児童・生徒の生命の安全を守ることのみならず、災害時の避難所としての重要な役割を担うことから、いつ到来するかわからない災害に対し、今まで以上にスピード感をもって耐震化を推進するとともに、老朽化している県立学校の整備・補修を耐震化と並行して実施すること。また、空調設備整備を早急に進めること。

(回答)

まなびや計画では耐震化を最優先課題として、大規模補強が必要な校舎棟の耐震化に取り組んでおります。

老朽化対策についても、引き続き耐震化に併せて実施してまいります。

また、空調設備整備については、平成23年度に特別支援学校の整備を行い、平成25年度から3か年で県立高校の整備を行っているところです。

(要望)

2 学校給食の食の安全確保と食育の充実について

学校給食においては、きめ細かい食の安全対策を行い、保護者など県民の不安を取り除けるような適切な情報提供や対策を国や県の関係機関と連携し、推進を図ること。アレルギーへの対応など対策の強化を図ること。

一層の児童・生徒への教育効果を推進するため、学校栄養士の更なる増員を図ること。全国的にも実施率の低い中学校給食については、中学校における昼食のありかたについての研究等、実施率向上にむけて市町村と連携して取組みを進めること。

(回答)

学校給食の食の安全確保については、平成24年度より国の補助事業を活用し、希望する市町村等の学校給食に使用する食材の放射性物資の検査を行っており、平成26年度についても、継続いたします。また、学校におけるアレルギーへの対応として、学校給食での事故防止を図るほか、エピペンの使用等、緊急時の対応に関する研修の充実を図ってまいります。

学校栄養職員等の配置については、標準法に基づき行っており、この基準以上に配置することは、県単独予算によることになるため、県の非常に厳しい財政状況の下では困難であります。

なお、中学校給食の実施については、学校の設置者である市町村が、諸事情を考慮し判断するものですが、県としては、市町村主管課長会議等の場を利用して、実施に向けて働きかけてまいります。

(要望)

3 スポーツ振興の充実について

だれもがスポーツに親しめるしくみなど、「アクティブかながわ・スポーツビジョン」で示した、いつでも、どこでも、だれでも、いつまでも運動やスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現に向けて着実に取り組んでいくこと。

さらに、県民利用施設の今後については県の都合を優先させず、利用者の声を広く受け止め、スポーツ競技の場づくりにおいてはむしろグラウンドや総合体育施設など、施

設環境や整備等が必要不可欠となるので、県民が利用しやすい環境整備を推進すること。

優れたスポーツキャリアを有した、現役を引退されたセカンドキャリアを歩まれるトップアスリート出身の方々が、指導者となり競技引退までに経験した技術や知識などを伝え、幅広く社会全体にその有する能力や人間的魅力を生涯にわたり活かすことができる仕組みを創設し、本県のスポーツの発展を支える好循環を実現すること。

(回答)

運動やスポーツに親しむきっかけづくりとしての県民スポーツ週間の開催や、働き盛りの世代を主な対象とした取組を中心に、ライフステージに応じた様々な取組で運動・スポーツを習慣化する3033運動の推進などを一層進めていくことで、生涯スポーツ社会の実現に努めてまいります。

県民利用スポーツ施設の今後のあり方については、「緊急財政対策」における検討の方向性に基づき、利用者の意見も伺いながら、関係機関等との協議を進めてまいります。

また、学校施設の開放に加え、大学施設の開放など様々な方策を活用して、県民のスポーツの場の更なる確保に努めてまいります。

県では、平成20年1月に県内ゆかりのオリンピック選手などをメンバーとする「かながわアスリートネットワーク」が設立され、県が行う「県民スポーツ週間」などの事業にご協力いただいております。今後も引き続き、トップアスリートの技術や知識などを広められるよう、こうした取組の充実に努めてまいります。

また、トップアスリートのセカンドキャリアの充実については、現在、国が実施している「地域スポーツとトップスポーツの好循環推進プロジェクト」において、トップアスリートによる地域スポーツクラブや運動部活動への巡回指導等のモデル事業の成果や今後の動向を見据えながら、引き続き検討してまいります。

(要望)

4 特別支援学校の整備について

特別支援学校の過大規模化解消のための新設・分教室の設置など早急な対応を図ること。老朽・狭隘化等の問題に対しては必要に応じて、施設改修など早急に対応すること。

また、児童生徒の通学の負担軽減と安全確保のため、地域ごとの実情を考慮し、スクールバスを増車すること。

生徒・保護者が安心して学習できる環境を整え、医療等に関する専門職、理学療法士、作業療法士、看護師等の常駐化や言語聴覚士の配置を推進すること。

(回答)

特別支援学校を希望する子どもたちが引き続き増えていることから、新校の整備を進めており、平成25年4月に横浜ひなたやま支援学校が開校しました。さらに、海老名市内に新校を設置することとし、平成25年度末からの新築工事開始に向けて現在準備を進めております。

分教室については、平成24年4月までに20分教室を設置し、当面は、この20分教室で対応してまいります。

これら新設校の整備後の過大規模化への具体的な取組や対応方法については、引き続き検討してまいります。

また、スクールバスについては、平成25年度は特別支援学校5校に計5台を増車し、26年度も5校へ計5台を増車する予定です。

県立特別支援学校には、障害の重度化・多様化に対応するために、医療等の専門的な資格を有する教員（理学療法士、作業療法士等）を、22校に35名配置しています。特別支援学校の専門性を高めるとともに、地域のセンター的機能の強化を図るために、平成26年度も配置する予定です。

看護師についても、県立特別支援学校14校に常勤看護師24名非常勤看護師9名の計33名を配置しております。今後も、特別支援教育の充実のために必要な配置について検討してまいります。

（要望）

5 支援教育の充実について

支援を必要とする児童・生徒へのきめ細やかな対応ができる適応指導教室の設置や担当教員の加配など支援体制の充実を図ること。特に学級に在籍する学習障害（LD）や注意欠陥・多動性障害（ADHD）などの発達障害の傾向がある児童・生徒の学習においては、きめ細かな指導が必要であり、市町村の現状を踏まえ、担任教員を補助する人的配置の支援を実施すること。

また、近年、増加している日本語を母語としない児童・生徒について日本語教育・通訳・教育相談等の支援を充実すること。

（回答）

市町村が先導的に設置しております教育支援センター（適応指導教室）については、人件費の国庫負担が認められない中で、県単予算として各市町村に専任教員を配置しておりますが、県財政が非常に厳しい中で、県単予算として、教育支援センターの専任教員を増員することは困難であります。

県においては、特別支援教育と不登校への対応を兼ねた「教育相談コーディネーター」の養成研修講座を平成16年度から開始し、平成19年度から、県内全公立小中学校（政令市、中核市を除く。）において、各1名の教育相談コーディネーターを指名しております。

今後も継続して講座を実施し、各学校に複数の教育相談コーディネーター養成研修講座の受講修了者を配置できるように取り組んでまいります。

教育相談コーディネーターに係る教職員定数の改善については、引き続き、国に要望してまいります。

また、小・中学校の通常級に在籍する配慮を要する児童生徒に対応するため、平成19年度から非常勤講師を配置し、多様な教育的ニーズに応じた教育相談と校内支援体制の充実を図っております。

さらに、障害のある児童生徒に対する学校生活上の介護や学習活動上の支援等を行う特別支援教育支援員の配置に係る地方財政措置の拡充についても、引き続き、国に要望してまいります。

日本語指導を必要とする外国籍児童・生徒が5名以上在籍する学校には、毎年の予算の範囲内で専任の担当教員を配置しており、また、日本語を母国語としない外国籍の児童生徒が在籍する県立特別支援学校において、保護者との連携が図れるよう必要な通訳派遣に

係る費用を措置して外国籍の児童生徒が円滑な学校生活を送れるよう支援をしております。

(要望)

6 充て指導主事制度廃止後の体制について

平成24年度からの充て指導主事の廃止に伴い、専任の指導主事の配置が促進されているところであるが、市町村の逼迫した財政状況では指導主事の配置が困難な自治体も存在することを勘案し、市町村の求めに応じて指導主事が配置できるよう、県として積極的に財政支援を行うこと。

(回答)

指導主事の配置については、平成19年6月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、特に人口規模が小さい市町村において指導主事の設置が進んでいないことを踏まえ、市町村教育委員会の事務局に指導主事を置くことが規定され、市町村は指導主事の設置に努めることが明確にされました。

本県でも、県と市町村のより一層の適正な役割分担や、配置義務の明確化などの視点から、これまで配置してきた町村の充て指導主事については、平成24年度から廃止したところですので、法の趣旨を踏まえ、御理解いただきたいと思います。

市町村教委事務局の指導主事の配置にかかる財政支援については、県の非常に厳しい財政状況の下で県単独予算が必要となることに加え、法の趣旨に沿わないものであるため、実施することは困難であります。

(要望)

7 高校教育について

「これからの県立高校のあり方」で示された方向性の具現化を積極的に図ること。新しいタイプの高校についてはその特色を生かす施設整備を進めること。

定時制高校・通信制高校については、より勉学に励みやすい環境を作ること。補習を行うなど出来る限り手厚いサポートを行い、一人でも多くの生徒がしっかりと学び卒業して、社会に繋がっていける様な取組みを具体的な成果目標を掲げて行うこと。財政的な支援が必要な生徒に対し、奨学金の拡大を図ること。

(回答)

新しいタイプの高校については、その特色ある教育内容による多様な学習ニーズに対応できるよう、備品整備費や報償費等の支援を行っております。

また、定時制高校については、1クラスの定員を35名とし、よりきめ細かな指導が可能となるようにしております。通信制高校の横浜修悠館高校では、平日登校講座やIT講座など新しい取組により、環境を整えています。

施設整備等については、県立高校の将来構想の検討を踏まえ計画を策定し、実施してまいります。

県では、国からの交付金を活用した緊急経済対策として、高等学校奨学金の貸付対象者を拡大し、成績要件の緩和措置を平成26年度までの時限で実施しています。

また、現在国が導入を目指している、低所得者世帯の生徒等に対する教育支援策の動向を踏まえて、県においても新たな施策を実施してまいります。

(要望)

8 国際社会に対応出来る人材育成について

グローバル時代に対応した人材育成にむけ、学校教育においても、英語教育のさらなる充実をすすめること。外国語におけるコミュニケーションを重視したカリキュラム改善やバカロレアなど新たな教育手法の研究を進めること。ALTの増員などで外国語活動の更なる拡充を推進すること。eラーニングなど学習方法の工夫を図ること。

(回答)

小学校外国語活動については、平成21年度、県内14校に研究を委託し、実践研究を進め、この研究を広く県内に普及するために、平成22・23年度の小学校外国語活動研究発表会において、7校ずつ研究の成果を報告いただきました。平成25年度については、この成果を引き継ぎ、全県教育課程研究会の小学校外国語部会の充実を図っております。

また、総合教育センターにおいては、平成20年度から外国語活動の推進役となる中核教員を養成しました。平成24年度は引き続き外国語活動の推進役を担う教員を養成するために、小学校外国語活動授業づくり研修講座を実施し、平成25年度は、小学校英語レッツ・エンジョイ・イングリッシュ研修講座と題して、授業ですぐに使用できる活動を習得したり、先進校の実践報告や授業を視聴したりして、実践的な指導力の向上を図りました。

今後も引き続き、小学校外国語活動の充実を図ってまいります。

高等学校においては、全県立高校に配置しているALTの総時間数を拡大し、生徒がさらに、ネイティブスピーカーと授業などで触れ合うことにより、生徒の英語によるコミュニケーション能力の向上を図っております。

また、国際・英語教育を特に推進する高校には重点的にALTを配置し、国際社会で活躍できる人材を育成しております。さらに、各学校の英語教育の中核となる人材を育てるため、総合教育センターにおける研修に加えて、国際言語文化アカデミアにおいて、指導力の高い英語教員を対象に、専門性の高い研修を実施しております。

なお、バカロレアについては、国の動向を注視し、どのようなことができるか研究してまいります。eラーニングについては、英語部などの課外活動における活用方法について、引き続き研究してまいります。

(要望)

9 シチズンシップ教育の充実について

社会性や規範意識の低下、社会参加や社会貢献に主体的に取り組めないといった若者を巡る諸課題は深刻であり、これらを改善するためには神奈川県内の全県立高校で教育活動に位置づけ取り組んでいるシチズンシップ教育の更なる充実が必要である。

全国に先駆けた本県独自の取組みである本県のシチズンシップ教育については、幅広く実践を重ね、地域・企業団体へのはたらきかけを促進、外部団体・企業・団体との連携を深め、更なる推進を図ること。

(回答)

県教育委員会では、これからの社会を担う自立した社会人を育成するために、平成23年度から全ての県立高等学校及び中等教育学校において、キャリア教育の一環として、①政

治参加教育、②司法参加教育、③消費者教育、④道徳教育の4つの柱を立て、シチズンシップ教育を教育課程に位置付け、取り組んでいます。シチズンシップ教育では、学校から社会への円滑な接続を意識しながら、豊かな人間性や社会性を育むため、様々な参加型・体験型の学習活動を重視して取り組むことで、実社会に役立つ知恵と経験を身に付けることをねらいとしています。これまでも、様々な団体等の協力をいただきながら推進してきましたが、今後も一層連携し、進めてまいります。

(要望)

10 武道必修化に伴う対策について

中学校の体育における武道必修化に伴い、体育教諭の有段者資格の取得を奨励・推進すること。わが国の伝統文化への理解・教育の充実を推進するとともに、事故が起こらないよう安全性については十分な配慮を行い、指導教員の研修を積極的に実施すること。武道を行うに相応しい充実した教育環境（施設・設備）の整備を推進すること。

(回答)

武道必修化に伴う対策については、新しい学習指導要領が告示された平成20年3月以降、武道必修化を踏まえ教員研修の充実を図ってまいりました。具体的には研修機関である体育センターによる教員研修の充実とともに平成22年度からは県柔道連盟及び県剣道連盟と連携し連盟主催の講習会に教員が参加できるようにしており、今後も引き続き各連盟とは連携して取り組んでまいります。なお、保健体育科教諭の有段者資格の取得については、体育授業を行う条件はあくまで、保健体育科教員免許状を有することにありますので、資格取得の奨励・推進を図る予定はございませんが、資格取得の機会については、引き続き県立体育センター、連盟等との連携により設けてまいります。

また、教育環境（施設・設備）の整備については、より安全で効果的な武道授業が実施できるよう所管する市町村に引き続き働きかけてまいります。

(要望)

11 少人数学級の継続的な推進について

深刻化するいじめや不登校などの様々な教育問題に対応し、個に応じた多様な教育を展開するため、35人学級を着実に推進すること。そのために義務教育費国庫負担制度の堅持および拡充を国に要望すること。

(回答)

平成23年度については、標準法が改正され、小学校第1学年を35人学級とする教職員定数改善が実施されました。

また、平成24年度からは、小学校第2学年の35人以下学級について、現に36人以上となっている学級を解消するための加配措置により実施されたところです。

県としては、今後も国の動向を注視してまいります。

現在、小1と小2の少人数学級は、義務教育費国庫負担金の対象となる標準法に基づく定数により実施されています。

義務教育費国庫負担制度に基づく負担金は、標準法による教職員定数を基礎として算定されるため、標準法の改正に応じてこの負担金も変動することとなります。

文部科学省では、今後の少人数学級推進の効果について十分な検討を行いつつ、教職員の人事管理を含めた教職員定数の在り方全般について検討するとされておりますので、本県としては、今後の国の動向を注視しつつ、地方が弾力的に教職員定数を決定できるよう、標準法の改正について引き続き国に要望してまいります。

(要望)

12 教員の確保・育成について

基礎学力の向上やきめ細やかな教育環境の確保にむけて、適正な人員配置と優秀な教員の確保と育成に向け、採用・研修の拡大・充実を図ること。臨時的任用職員・非常勤職員の研修や処遇改善に努めること。

(回答)

教員採用については、これまでも、優秀な人材の確保に向けて、県外会場で採用候補者選考試験を実施する等、様々な改善を行っており、平成25年度には、第2次試験における不合格者のうち成績上位の者を、翌年度優先的に臨時的任用職員として任用し、特別選考の対象とすることとしました。

教員の研修については、「教職員人材確保・育成基本計画」に基づき、経験に応じた基本研修を実施しておりますが、教員の大量退職に伴う、若手教員の増加に対応するため、平成24年度より基本研修体系を見直し、新採用からの3年間に連続して効果的な研修を実施する等の改善を行っております。

臨時的任用職員・非常勤職員に対しては、教育事務所による研修会や、教育指導員の派遣等の指導を行っております。

県教育委員会としては、今後とも採用の改善及び研修の充実に努めてまいります。

また、臨時的任用職員や非常勤講師の待遇については、これまでも県全体のバランスの中で改善を図ってきたところであり、今後とも検討してまいります。

(要望)

13 文化遺産の保存と活用について

県内の文化財の適切な保存、活用を図るため、管理・整備等の事業の充実を図ること。埋蔵文化財発掘調査にかかる費用について国庫補助事業へはたらきかけること。

(回答)

県内の文化財の適切な保存と活用のため、所有者等が行う文化財の保存修理等の事業に対して補助金を交付しています。今後とも補助金の効果的な支出を行い、文化財の管理・整備等が適切に行われるよう、努めてまいります。

発掘調査費用の国庫補助の拡充については、全国都道府県・指定都市文化・文化財主管課長協議会等を通じて、国に要望しているところであり、引き続き市町村の意見を踏まえつつ、国に対して要望してまいります。

地域要望

(要望)

◎ 大岡川はじめ県管理河川における不法係留船の一掃に向けた対策の推進を図ること。

(回答)

河川法の許可なく河川に係留している不法係留船は、船舶が流失した場合、河川管理施設が損傷する恐れがあるなど、河川管理上の支障を生ずることから、移動先となる保管施設の情報提供などを通じて自主的な移動を一層促し、それでもなお船舶を移動させない場合には、代執行による強制的な撤去も含めた対策を講じてまいります。

(要望)

◎ 米軍根岸住宅地区の早期返還の実現に向けた地域住民、横浜市との協議連携の促進と進捗状況を広報すること。

(回答)

根岸住宅地区の跡地利用については、横浜市の米軍施設返還跡地利用行動計画（平成19年3月策定、平成23年3月改定）において、民間土地所有者等によるまちづくり協議会設立を支援していくこととされており、平成24年3月に「米軍根岸住宅地区返還・まちづくり協議会」が設立されました。現在、その中で具体的な土地利用のあり方等について検討しているとのこととです。

県としては、今後とも市の取組を支援し、市と連携しながら早期返還の促進に取り組んでまいります。

(要望)

◎ 地域経済の活性化、交通網の整備、防災対策のため、国道357号線、横浜湘南道路、横浜環状南線の整備促進を図ること。

(回答)

国道357号、横浜湘南道路、高速横浜環状南線の早期整備については、平成25年7月に県内関係市町や経済団体と連携して、国や高速道路会社に要望しており、今後も様々な機会を捉え、引き続き、国等の関係機関に強く働きかけてまいります。

(要望)

◎ 篠原台青少年の家跡地の今後の取り扱いについては、環境に十分配慮したものとすること。また、篠原園地についてもエリアを縮小することなく、バリアフリーや水源確保の観点も活かしつつ、地元との連携を図り、適切な維持管理に努めること。

(回答)

篠原台青少年の家跡地については、県及び横浜市による利活用の予定がありませんので、基本的には民間売却し、緊急財政対策の財源確保策として活用する方向で検討していますが、グラウンド及びその下の斜面緑地については、篠原園地及び横浜市が管理する白幡池公園と一体性のある緑地帯を形成していることを踏まえ、引き続き緑を保全する方向で検討しています。

篠原園地についても、地元と連携を図りながら、今後とも引き続き適切な維持管理に努めてまいります。

(要望)

◎ 児童野外活動センター「こどもの杜」への支援について

横浜市青葉区にある県内唯一の児童野外活動センター「こどもの杜」は県内の民間保育事業の充実を図り、児童福祉の発展に寄与することを目的とした施設である。開設から25年が経過し施設の老朽化が進んでいる一方、補助金は年々減少しているのが現状である。

県では、今後も引き続き補助金等の支援を減額することなく維持すること。

(回答)

厳しい財政状況の中で、県の役割を踏まえ、運営補助金については、平成28年度終了の方向で見直しを行うこととし、団体との調整を踏まえて、激変緩和のため、段階的減額をしておりますが、引き続き、県有地の提供を図っております。

(要望)

◎ 長後街道における信号の運用秒針の見直し

長後街道は道路拡張以降、藤沢・大和方面からの通過道路として車両の通行が大幅に増加しており、交差点における渋滞が頻繁に発生している。特に横浜新道の入口にあたる矢沢交差点では立場方面からの車両が踊り場駅付近にまで渋滞しており、そのために、その間の交差点からの車両が進出できない状況にある。長後街道の現状を鑑み、矢沢を含め付近信号の運用秒針を見直し、ボトルネックの解消に努めること。また同街道、中田町東原の信号も右折レーンが短いため、車道にはみ出して並ぶ車両に加え、ユニクロ駐車場へ入場待ちする車両の影響で、車道が塞がれる状況にある。上記同様の対策に加え、当該施設（ユニクロ・松屋）へ指導を行い問題の解決を図ること。

(回答)

矢沢交差点については、長後街道拡幅により交通量が増加し、特に朝のピーク時間帯は交差点の容量を超えた車両が集中するため、各方向に渋滞が発生しておりますが、同交差点については歩行者の安全性を考慮した信号制御を行うとともに、付近交差点と連動を図り交通需要に応じた信号制御を実施していることから、現状の信号機運用の変更は困難と思われま

す。中田町東原交差点についても、付近交差点と連動を図った交通需要に応じた信号制御を行うとともに、歩行者の安全性を考慮した歩車分離式で運用していることから、信号機運用の変更は困難と思われま

(要望)

◎ 相模原南警察署は、老朽化、狭隘化しており、国道16号線の渋滞の原因となる駐車場の狭さが問題となっている。また、南区の端にあるため利便性も悪く、南区役所の近くにある県高相合同庁舎へ移転すべきである。県高相合同庁舎も現在老朽化し、耐震化に難があるため利用状況も低い。県有財産を積極的に活用する観点からも速やかに有効活用を図ること。

(回答)

相模原南警察署は、老朽・狭あい化が著しく、行政施設としての立地条件も悪いことから、県高相合同庁舎への移転建て替えを含めて、関係機関と調整してまいります。

(要望)

◎ 国道357号線は、横浜市金沢区まで工事完了し、その先の横須賀市までの都市計画決定がされているが、いまだに未着工である。

横浜市と横須賀市の境では渋滞が発生し、県民の移動や物流面で支障をきたしていることから、早期の着工完成を図ること。

(回答)

御要望の国道357号については、平成25年7月に県内関係市町や経済団体と連携して、国に事業化区間の整備促進と未事業化区間の早期事業化を要望しており、今後も様々な機会を捉えて、引き続き、国に強く働きかけてまいります。

(要望)

◎ 横須賀市の水源水質の浄化を図るため、相模湖・津久井湖の上流域である山梨県域で下水道や合併浄化槽の整備・普及を要請すること。

(回答)

山梨県内の相模湖・津久井湖上流域における下水道の人口普及率は全国平均を下回る状況にあります。現在、環境基準の達成に向けて下水道整備の上位計画である「相模川流域下水道整備総合計画」を見直すために、神奈川県、山梨県及び関東地方整備局が共同で汚濁負荷の県間削減割合などの検討・調整を図っております。

また、平成24年度からスタートした「第2期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」では、「相模川水系上流域対策の推進」として、相模川水系の県外上流域における森林整備及び生活排水対策の取組を、神奈川県、山梨県が共同で実施しております。この取組と併せて、桂川・相模川流域の水源環境を守ることの重要性について、山梨県と共同して普及啓発活動を実施してまいります。

(要望)

◎ 三浦縦貫道路Ⅱ期区間(先行整備区間)の早期整備及び同道路と一体的機能を持つ都市計画道路西海岸線の未整備区間を早期事業化すること。

(回答)

三浦縦貫道路Ⅱ期区間(先行整備区間)については「かながわのみちづくり計画」の整備推進箇所位置付けており、平成25年度は、橋梁部の下部工や大規模な切土法面工事など、本格的な工事に着手しており、地元三浦市の協力を得て、平成27年度の供用を目指してまいります。

先行整備区間に続く、三浦縦貫道路Ⅱ期区間の終点である、三崎口駅付近までの区間についても、「かながわのみちづくり計画」の整備推進箇所位置付けており、先行整備区間の進捗状況を見ながら着手の時期を検討してまいります。

都市計画道路西海岸線の未整備区間については、平成24年3月に改定した「かながわのみちづくり計画」において、事業化検討箇所として位置付けて、市が主体となった勉強会

に県も参加し、検討を進めているところです。

引き続き、事業費の縮減や、自然環境への配慮などの課題について、市と連携を図りながら、検討を深めてまいります。

(要望)

◎ 県道路公社の管理する逗葉新道は、供用開始から40年以上が経過しており、受益者負担により建設償還がなされているにもかかわらず、有料道路のままである。早期無料化すること。

(回答)

逗葉新道の無料化については、道路公社の経営に与える影響をしっかりと見極めていく必要があります。また、施設の老朽化対策や無料化後の管理をどうするかといった問題についても検討していく必要があります。

そのため、当面、逗葉新道を無料化できる状況にはないと考えておりますが、三浦半島中央道路が県道24号（横須賀逗子）まで開通すると、周辺の交通の流れも変わってくるものと考えられますので、そうした時期を目途に、道路公社や市町との調整に取り組んでまいります。

(要望)

◎ 三浦半島の道路ネットワーク確立のため、三浦半島中央道路の早期完成を実現すること。

(回答)

三浦半島中央道路の湘南国際村から県道26号（横須賀三崎）までの区間については、「かながわのみちづくり計画」の整備推進箇所に位置付けております。

本路線は、自然豊かな地域を通るため、自然環境等に配慮して、道路の計画を具体化し、地元の御理解・御協力を得ながら、早期整備に向けて取り組んでまいります。

また、三浦半島中央道路の北側未整備区間約1kmについては、県としても大変重要な路線と認識しており、「かながわのみちづくり計画」において、整備推進箇所に位置付けております。

事業に着手するには、何より、地元との合意形成を図っていく必要があるので、引き続き、丁寧に地元の説明してまいります。

(要望)

◎ 池子米軍家族住宅地の共同使用エリアの拡大を図ること。

(回答)

池子住宅地区の共同使用については、平成23年9月の日米合同委員会第6回施設調整部会において、一部土地（約40ha）の共同使用及び引き続き返還について協議を行うことが合意されており（同年11月、日米合同委員会にて承認）、逗子市では、平成26年度中を目標に共同使用地域での公園開園に向けて、取組を進めています。

県としては、今後とも逗子市への支援を続けてまいります。

(要望)

- ◎ 海の家営業時間や営業形態の制限、さらにバーベキュー等の無秩序な海岸利用を制限する等の海岸管理対策を講じること。

(回答)

海水浴場における海の家課題に関して、県は、平成25年度は海水浴場組合の自主的な取組を促すためにガイドラインを作成し、シーズン中は県警察、市町等と連携してパトロールを行い、また、シーズン終了後は平成26年度に向けた課題の整理と今後の対応を検討してきました。

その結果、依然として課題である海の家クラブ化や騒音対策などについては、ガイドラインを見直した上で、全組合が今シーズンの当初からこうした項目を自主ルールに規定し、遵守するよう、新しいガイドラインを平成26年1月に示しました。

一方、音楽イベントの開催など海の家営業のあり方などは、観光振興やにぎわいの観点からも検討する必要がある、また、昨シーズン、課題が顕著になった利用者の刺青・タトゥーの露出、飲酒によるトラブルなど、マナー・風紀の問題は規制の是非やあり方を慎重に検討する必要があります。

そこで、こうした課題や、水上オートバイ、ゴミの放置で問題となっているバーベキューなど、海岸利用全般の問題について幅広く検討するため、平成26年3月までに法律や音楽などの有識者、地元の方々、市町、組合からなる検討会を設置して、幅広く議論した上で、平成26年9月頃には県への提言をまとめていただく予定です。

県は、検討会からの提言を受け、県と沿岸市町で設ける協議の場において、平成27年度に向けた具体的な対応方針を平成26年12月までに取りまとめてまいります。

(要望)

- ◎ 砂浜の浸食及び砂の劣化の原因については、早急に調査を行い、最良の養浜対策と改善対策を講じること。

(回答)

逗子海岸の侵食対策については、県では、「相模湾沿岸海岸侵食対策計画」に基づき、毎年約500m³の養浜を行ってきたほか、必要に応じて、陸側に堆積した飛砂を汀線側へ押し出しており、今後も引き続き、養浜の効果を検証しながら、対策に取り組んでまいります。

また、砂質の劣化、黒色化については、海岸に打ち上がった海藻を砂浜に埋めて処理をすることにより、一時的に砂が黒色化することがありますが、「公益財団法人かながわ海岸美化財団」の調査では、砂は、天日にさらされることで元に戻るとされており、現状の埋却処理が最も現実的な方法であると考えております。

(要望)

- ◎ 鎌倉市と神奈川県・横浜市・逗子市の4県市で進めている世界遺産登録の取組みについて、県の担う役割は大変重要であるので、引き続き世界遺産登録の確実な推進に向けて、支援すること。

(回答)

「武家の古都・鎌倉」の世界遺産登録については、平成25年4月30日に、イコモスから「不記載」の勧告を受けたことを踏まえ、5月27日に4縣市として推薦の取り下げの方針を決定し、その旨、国(文化庁、国土交通省)に報告しました。また、6月4日には、国として「武家の古都・鎌倉」の推薦取り下げを正式に決定いたしました。しかしながら、4縣市では、引き続き「鎌倉」の世界遺産登録実現に向けて検討等を行っておりますので、県としても4縣市の一員としての役割を果たしてまいります。

(要望)

◎ 大船立体工事について、県民の安全な通行のために早期に完成させること。

(回答)

都市計画道路腰越大船線の大船立体については、「かながわのみちづくり計画」の整備推進箇所に位置付けており、平成21年度から立体部の工事に着手いたしました。

引き続き、地元の御協力を得ながら用地取得や工事を進め、早期整備に努めてまいります。

(要望)

◎ フラワーセンター大船植物園の一部跡地に関して、地元と協議の上、速やかに有効活用を図ること。

(回答)

御要望の点については、鎌倉市から定期借地により保育所整備を行いたい旨の依頼書が提出されており、平成25年度末までに貸付けを行うため、引き続き鎌倉市と調整してまいります。

(要望)

◎ 相鉄いずみ野線の延伸について、事業の早期実現に向け、「いずみ野線延伸連絡協議会」等も利用しながら鉄道延伸、まちづくりの課題に積極的に取り組むこと。また、沿線地域のまちづくりを進めるため、市街化調整区域を市街化区域へ編入するための手続きの支援を行うとともに、地域の実情に合わせた市街化調整区域における土地利用が可能な制度の拡充を図ること。

(回答)

相鉄いずみ野線の延伸については、第一期として慶應義塾大学湘南藤沢キャンパス周辺までの区間(約3.3km)を検討した結果、交通システムに鉄道(単線)を選定しましたが、事業採算性を確保するためには、事業手法や費用負担のあり方、沿線のまちづくりの進展などの課題があることがわかりました。

そこで、平成24年10月に県、藤沢市、寒川町、慶應義塾大学、相模鉄道株式会社をメンバーとした「いずみ野線延伸連絡協議会」を設立し、国土交通省にもオブザーバーとして参加していただきながら、課題解決のための具体的な方策を検討するなど、引き続き、いずみ野線延伸の実現に向けて取り組んでまいります。

また、いずみ野線延伸を早期に実現するためには、沿線の魅力あるまちづくりが必要となりますので、藤沢市、地元の皆様とともにまちづくりを検討してまいります。

第6回線引き見直しについて、藤沢市域には2地区の保留区域を設定しておりますが、そのうち、葛原地区については、平成25年2月に市街化区域へ編入したところです。

残るもう1つの保留区域（御所見中心地区）についても、市街化区域へ編入し、まちづくりを進めることによって、鉄道利用の需要が創出され、相鉄いずみ野線の延伸にかかる事業採算性の向上に資するものと考えますので、藤沢市において編入に向けた取組を進めていただくことが必要となります。

市街化調整区域の土地利用については慎重に考えておりますが、一方で地域の実情に配慮する必要性も認識しておりますので、市町村の意見を聞きながら個別に対応してまいります。

（要望）

◎ 国道134号線を集団走行する暴走族が後を絶たず、道路走行上危険な状態が続いている。地域住民への騒音問題の観点でも大きな問題があるので、所轄を跨いだ連携による取締の強化を徹底すること。

（回答）

御要望の点について、県警察では、国道134号を爆音走行する自動二輪車の集団に対して、茅ヶ崎、藤沢、鎌倉、三崎署などの国道134号を管轄する警察署と警察本部や交通機動隊が一体となり、騒音関係違反や違法改造車両を重点とした集中取締りを計画的に行っております。今後も走行実態に合わせた取締りに継続して取り組んでまいります。

（要望）

◎ 夏場、湘南海岸公園一帯、特に引地川河口では禁止されているバーベキュー客が多数見受けられる。連日河口付近だけで10組以上に及ぶ状況が続いている。解禁するのであれば有料化し、禁止を続けるならばその取締りを徹底すること。

（回答）

湘南海岸公園の区域内ではバーベキュー等の火気使用は原則禁止しており、指定管理者による周知や利用指導により、マナー遵守の徹底に努めているところですが、利用指導など利用者のマナー向上についてはさらに徹底してまいります。

また、河川区域内でのバーベキューについては、河川の自由使用の範疇に含まれるものと考えており、禁止することはできませんが、利用者への注意喚起のために、平成24年度からごみの持ち帰りを促す看板を掲出しています。平成25年度についても、さらなる周知を図るため、河口付近の護岸に注意看板を追加設置するなど、利用者のマナー向上に向けた取組を進めてまいります。

（要望）

◎ 禁止されているバーベキュー客のゴミ排出に対し、公費で賄うことには大きな問題がある。今後、湘南海岸公園におけるゴミ有料化を本格的に検討すること。

（回答）

湘南海岸公園の区域内では、バーベキュー等の火気使用は原則禁止としており、ゴミについても持ち帰りを原則としておりますので、その周知の徹底に一層努めてまいります。

(要望)

◎ 湘南海岸一带に海岸砂防及び美観の観点、大規模地震に伴う津波対策の一環として抵抗性クロマツを中心とした混交林が形成されるよう、より一層の取組みを図ること。

(回答)

湘南海岸砂防林は、主にクロマツが高木層を、耐陰性の高い常緑広葉樹が低木から亜高木層を形成しており、適度な密度にクロマツと常緑広葉樹の混交多層林が整備されています。

湘南海岸では、飛砂や潮風などの影響が大きいことから、湘南海岸の気候風土にあったこの環境に耐えられる現地のクロマツの種子を採取し、この種子から苗を育て、植栽しております。

砂防林は、飛砂防止、防風機能だけでなく、津波被害を軽減する機能も有効に果たすため、引き続き、湘南海岸砂防林の保全に努めてまいります。

(要望)

◎ 圏央道（さがみ縦貫道）寒川北インターチェンジから海老名ジャンクションについては、平成26年度の開通を目指しているが、寒川町は、「さがみロボット産業特区」に位置付けられており、一層の施策推進、効果が発揮される。よって、本区間の整備について、一日も早い開通に向けて国に働きかけること。

(回答)

さがみ縦貫道路の開通は、地域経済活性化の弾みとなりますので、県としても、平成25年7月に県内関係市町や経済団体と連携して、早期整備を国等に要望しており、1日も早く開通するように、引き続き、様々な機会を通じて、国等に働きかけてまいります。

(要望)

◎ 老朽化した茅ヶ崎警察署の移転先は、市の土地でほぼ決定している。課題を解決して早急に進めること。

(回答)

茅ヶ崎警察署は、昭和38年に建設され、署員数も建設時と比較して3倍以上増加しており、施設の老朽と合わせて狭あい化が著しい施設であります。県では緊急財政対策として茅ヶ崎地区の県有施設の利活用について、部局横断的に検討を行う中で、茅ヶ崎市有地を利用した建て替えを含めて、関係機関と調整してまいります。

(要望)

◎ 湘南東部福祉圏域（藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町）に重心施設（療養介護施設）の設置を図ること。（湘南東部福祉圏域の対象者数65名）

(回答)

県内の医療型障害児入所施設（旧重症心身障害児施設）や療養介護事業所は、平成25年度に増床され、平成26年度以降、創設される予定であることから、県は、施設間移行等の状況や県所管域の施設の活用状況等を確認しつつ、必要な対応について検討してまいります。

す。

(要望)

- ◎ 県立茅ヶ崎北陵高校の建て替えは決定したが、遺跡の保存について市と調整中である。市とよく話し合いをして早急に進めること。

(回答)

県立茅ヶ崎北陵高校の校舎建替に当たっては、敷地に所在する遺跡を傷つけない工法とすることを前提としています。また、遺跡の具体的な保存活用方法についても、文化庁の指導を踏まえながら、より良い保存活用が実現できるよう、茅ヶ崎市と綿密な調整を行ってまいります。

(要望)

- ◎ 「大磯港活性化整備計画」は、賑わい交流ゾーンとして産業や観光からも特に重要なゾーンとなっている。地域活性化の拠点となる整備に向けた取組みを要望する。また、新たな観光の核づくりの取組みの視点からも県の支援を合わせて要望する。

(回答)

大磯港では、「大磯港活性化整備計画」に基づき、現在、平成29年の完成を目途に整備を進めており、これまで、「賑わい・交流ゾーン」にある老朽化した港湾管理事務所や漁業協同組合事務所の建替等を残して概ね完成しております。

港湾管理事務所については、平成25年度、耐震診断を実施し、その結果に基づき、大磯町や港湾利用者の御意見も伺いながら、対応を検討してまいります。

(要望)

- ◎ 二宮海岸復旧に向けた養浜対策の強化と国直轄事業の新規採択について

平成19年台風9号では、西湘バイパスの一部区間が崩落し、砂浜が消失し甚大な被害がもたらされた。海岸復旧に向けて養浜対策をさらに進めること。国の直轄事業として優先的に新規採択されるよう働きかけること。

(回答)

県では、西湘海岸（大磯・二宮海岸）の砂浜の回復を図るための保全策を検討するため、国と共同で「西湘海岸保全対策検討委員会」を設置し、平成20年7月12日までに保全対策手法を取りまとめました。

また、施設の構造や規模、配置などの検討に際しては、漁業を含む利用や、環境に配慮して検討しており、施設の詳細を検討するため、国により、平成22年度は大磯海岸で施設の現地試験を行い、平成23年度から25年度は二宮海岸で現地調査を行っております。

保全対策の実施については、多大な事業費と高度な技術力を要することから、平成25年度の直轄事業による新規採択を国に要望しておりましたが不採択であったため、地元関係者の御協力を得ながら、引き続き要望を行っております。

なお、県では平成23年度から26年度までの4年間の計画で、最も侵食が著しい二宮海岸（西湘バイパス二宮インターチェンジ付近）において国の交付金を活用した養浜を行っております。

また、これら対策の実施に当たっては、漁業への影響が出ないように、漁業関係者の方々と十分調整してまいります。

(要望)

◎ 茶葉の安全性を保つための指導について

放射性物質軽減のための「茶葉の切り落としと埋設処理」を実施した園地での、今後の対応指導および土壌環境調査を実施すること。

(回答)

土壌中及び埋設された放射性物質を含む茶葉からの放射性物質の移動については、現在、農業技術センターにおいて研究を実施しており、その結果については研究報告会等の場で生産者及び関係機関等に対して伝えるとともに、その結果を踏まえ、普及指導員が現場で指導を行っております。

今後も引き続き、調査を継続するとともに、それらの結果を踏まえた適切な指導を実施してまいります。

(要望)

◎ 国道246号バイパスの伊勢原から秦野区間の早期着工すること。

(回答)

御要望の秦野市区間を含む未事業化区間については、平成25年7月に県内関係市町や経済団体と連携して、国や高速道路会社に早期整備を要望しており、特に秦野市域は未だ事業化されていないことから、平成26年度の新規事業化を要望しております。

今後とも、様々な機会を捉えて、引き続き、国道246号バイパスの事業化を国に強く働きかけてまいります。

(要望)

◎ 県道601号（酒井金田線）における国道246号との交差点である金田交差点におけるの交差点改良、元町交差点から市営プール前交差点までの歩道を整備すること。

(回答)

県道601号（酒井金田）の元町交差点から市営プール前交差点については、市営プールよりの歩道の無い80m区間について事業を行っており、現在、拡幅部の用地買収を進めております。

(要望)

◎ 県道63号（相模原大磯線）愛名・飯山地区において、拡幅整備の推進等、早期完成させること。

(回答)

県道63号（相模原大磯）愛名・飯山地区の歩道整備については、引き続き、市や地元関係者の協力を得ながら事業促進に努めてまいります。

(要望)

◎ 県道42号（藤沢座間厚木線）第二期整備区間以降を早期に完成させること。

（回答）

県道42号（藤沢座間厚木）の第二期区間については、「かながわのみちづくり計画」の整備推進箇所位置付けております。

引き続き、用地取得を進めるとともに、橋りょう下部工の工事に着手し、整備に取り組んでまいります。

（要望）

◎ 県道604号（愛甲石田停車場酒井線）酒井前田交差点における右折車線を早期に設置すること。

（回答）

県道604号（愛甲石田停車場酒井）の酒井前田の交差点改良については、事業の優先度や緊急度、道路の利用状況などを見ながら検討してまいります。

（要望）

◎ 都市計画道路和田河原開成大井線の早期整備を進めること。

（回答）

都市計画道路和田河原開成大井線については、県道720号（怒田開成小田原）から酒匂縦貫道路までの酒匂川2号橋（仮称）を含む延長約1km区間の早期整備に取り組んでおりますが、酒匂川2号橋（仮称）から東側への延伸については、「かながわのみちづくり計画」の中で、事業化検討箇所として位置付けたところであり、今後は、事業化に向けた地域の諸課題について、町と連携して検討を進めてまいります。

一方、酒匂川2号橋（仮称）から西側への延伸については、今後の検討課題と考えております。

（要望）

◎ 平成26年度の供用開始に向けて、酒匂川2号橋の整備を進めること。酒匂川2号橋から国道255号までの早期事業化を図ること。

（回答）

都市計画道路和田河原開成大井線については、県道720号（怒田開成小田原）から酒匂縦貫道路までの（仮称）酒匂川2号橋を含む延長約1km区間について、平成26年の早期に供用開始できるよう整備を進めております。

（仮称）酒匂川2号橋から国道255号までの延伸については、「かながわのみちづくり計画」の中で、事業化検討箇所として位置付けており、今後は、事業化に向けて、地域の諸課題について、町と連携して検討を進めてまいります。

（要望）

◎ 県土の均衡ある発展のため、東海道新幹線新駅とリニア中央新幹線新駅を結ぶ相模川以西への広域的な大量輸送が可能な公共交通機関の整備促進をすること。

（回答）

相模川以西への広域的な大量公共交通機関の整備については、まずは地域において必要性の議論を深めていただきたいと考えております。

御要望の点については、今後の地域での検討状況や、交通を取り巻く環境の変化等を見ながら検討してまいります。

なお、小田急多摩線及び相鉄いずみ野線の相模線方面への延伸については、かながわ交通計画の中で、計画路線に位置付けております。

(要望)

◎ 厚木市中心市街地において、浸水被害対策を市と協力して推進すること。

(回答)

厚木市中心市街地における浸水被害については、公共下水道管理者である市が、その軽減対策を進めておりますので、県としても、市が行う下水道整備が確実に促進されるよう、引き続き、技術的支援や国との調整、情報提供等に努めてまいります。

(要望)

◎ 伊勢原市における公共下水道において、相模川流域関連公共下水道と市単独公共下水道の併用で処理をしているが、単独公共下水道区域を流域下水道事業区域へ編入すること。

(回答)

相模川流域下水道への編入に当たっては、処理場周辺住民の合意形成、河川環境へ与える影響等の把握などの課題があり、また、人口や流入汚水量減少の動向を踏まえて、全体計画等における整理を行う必要があります。これら課題について、県と伊勢原市、秦野市、綾瀬市で研究会を設置し、調査・検討を進めており、平成26年度末を目途に編入の方向性を示してまいります。

(要望)

◎ 丹沢大山国定公園・県立丹沢大山自然公園内の整備について

大山は、本県における貴重な観光資源であり「新たな観光の核づくり事業」にも認定された。こういった資源を有効に活用し、登山者等の安全性及び利便性の向上を図るために、大山阿夫利神社下社から見晴台へのハイキングコースを整備し、大山山頂公衆便所の改修を実施して観光基盤の整備を推進すること。

(回答)

御要望のうちハイキングコースについては、自然公園の公園歩道として県が整備・維持管理している歩道ですが、自然公園は、利用の増進に加え、自然風景の保全を図ることも必要であるため、現地の状況に応じて整備・維持管理を行っております。なお、平成26年度は、落石対策工事を行う予定であります。

大山山頂公衆便所については、県と伊勢原市の共同事業として、県と伊勢原市で締結した覚書及び確認書に基づき役割分担して設置及び維持管理を行っているもので、大規模改修は県が、修理等の改修については基本的に伊勢原市が行うこととしております。平成25年度は伊勢原市が行う大山山頂公衆便所の機能向上を伴う改修に関して、大山が「新たな

観光の核づくり事業」の認定地域であることに鑑み、「市町村自治基盤強化総合補助金」により支援を行いました。平成26年度も「市町村自治基盤強化総合補助金」を活用し、改修を行っていただくことも可能であります。

(要望)

◎ 「公用封筒への有料広告掲載」について

新たな自主財源の確保、サービス向上、地域経済発展、職員意識改革の視点からも大変重要である。神奈川県として、地元自治体や県内企業の協力を積極的に求め、更なる普及に努めること。

(回答)

緊急財政対策に取り組む中、企業から広告入封筒3万枚の寄附を受け、封筒購入代を削減しました。今後とも、広告掲載事業について、積極的に推進してまいります。

(要望)

◎ 2003年に県から施設ごと無償譲渡(移管)され、昨年より立替工事に着手した厚木市民病院に対しての支援を行うこと。特に建物の解体作業中に地下部分から発見されたコンクリート片約100立方メートルや3万7千リットルが入るオイルタンクなどにより、一部の土壌で油による汚染もみられる。撤去や整地、原状回復のための費用は7億円を超えると見込まれ、作業には9ヶ月を要するということから、責任ある対応を行うこと。

(回答)

厚木市立病院の敷地の地中埋設物については、厚木市からの相談を受け、県に残っている過去の工事図面を提供しております。また、地中埋設物の状況について厚木市と確認を進め、それを踏まえ今後の対応について整理してまいります。

(要望)

◎ 漁港整備事業の推進について

本県の重要な漁港である小田原漁港は、観光の拠点にもなっている。今後、更なる機能強化のために「小田原漁港特定漁港漁場整備計画」に基づき円滑に事業を推進すること。

(回答)

小田原漁港特定漁港漁場整備事業については、平成26年度の完成を目指しておりましたが、東日本大震災を踏まえ道路擁壁の設計指針が改定されたことから、当事業においても擁壁構造を変更する必要があるため、やむを得ず約2年の延伸が必要となっております。

小田原漁港は重要な漁港であり、事業の推進に当たっては、小田原市を始めとする関係機関と十分調整し、工事期間の短縮を目指すとともに、計画的な事業進捗を図ってまいります。

(要望)

◎ 中井町南部地区メガソーラー事業の着実な進捗を図ること。また新たな産業の創出、見学施設や散策路整備などの周辺整備を進めること。

(回答)

「中井町南部地区メガソーラー事業」については、「かながわスマートエネルギー構想」の取組の一環として、県、中井町、神奈川県住宅供給公社及びスパークス・グリーンエナジー&テクノロジー株式会社の4者で基本協定を締結し、共同事業として取組を進めております。

県としても地域経済の活性化といった観点を踏まえ、引き続き中井町と連携を図りながらメガソーラー事業を推進してまいります。

なお、神奈川県市町村自治基盤強化総合補助金における特定地域課題解決型事業（「魅力ある地域づくりによる県西地域定住・交流人口アップ事業」）では、メガソーラーを地域資源として活用した市町村の取組を助成の対象としておりますので、御要望にあるような見学施設や散策路を、町が整備する場合は、こうしたメニューの活用が可能と考えております。

(要望)

◎ 山北スマートインターチェンジ計画の推進に向けて、国等関係機関との調整及び整備推進にかかる支援を行うこと。

(回答)

スマートインターチェンジは、新たな観光ルートの形成による地域活性化や、救命救急センターへの搬送時間の短縮、災害時の復旧活動の利用など、大きな効果があるため、積極的に進める必要があります。

今後とも、山北スマートインターチェンジの実現に向けて、山北町が進めている勉強会に参画し、先行事例の情報提供や助言など、引き続き、山北町を支援してまいります。

併せて、整備に必要な財源の確保を国に強力に働きかけるなど、積極的に取り組んでまいります。

(要望)

◎ 松田駅・新松田駅周辺地区の整備促進に努めること。

(回答)

新松田駅北口地区の整備については、まずは、町が地元住民や土木事務所などの関係機関と調整を十分に図り、駅前広場の整備計画を策定することが必要と考えております。

その上で、社会資本整備総合交付金の活用や、県道との連携など整備の進め方について、技術的な支援を行ってまいります。